

# 新株式発行及び自己株式処分並びに 株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成26年10月 第2回訂正分)

## 株式会社オプティム

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年10月14日に福岡財務支局長に提出しており、平成26年10月15日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成26年9月19日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年10月3日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集229,900株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し(オーバーロットメントによる売出し)34,400株の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに關し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成26年10月14日に決定したため、これらに關連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には      を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

〈欄外注記の訂正〉

(注) 4 本募集にあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し34,400株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧下さい。

#### 2 【募集の方法】

平成26年10月14日に決定された引受価額（3,680円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（4,000円）で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「172,287,500」を「164,680,000」に訂正。

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「172,287,500」を「164,680,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

(注) 5の全文削除

### 3 【募集の条件】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「発行価格(円)」の欄：「未定(注) 1」を「4,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 1」を「3,680」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注) 3」を「1,840」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 4」を「1株につき4,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

公募増資等の価格の決定に当たりましては、3,700円以上4,000円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数229,900株、オーバーアロットメントによる売出し株式数上限34,400株（以下総称して「公開株式数」という。）を目途に需要の申告を受け付けました。その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における市場評価及び上場までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき4,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は1株につき3,680円と決定いたしました。

2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（4,000円）と発行価額（3,145円）及び平成26年10月14日に決定した引受価額（3,680円）とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成26年9月19日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成26年10月14日に資本組入額（資本金に組入れる額）を1株につき1,840円に決定いたしました。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき3,680円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8の全文削除

#### 4 【株式の引受け】

〈欄内の数値の訂正〉

- 「引受けの条件」の欄：2 引受人は新株式払込金として、平成26年10月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき3,680円）を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき320円）の総額は引受人の手取金となります。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 上記引受人と平成26年10月14日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたしました。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

- 「払込金額の総額(円)」の欄：「885,115,000」を「846,032,000」に訂正。  
「差引手取概算額(円)」の欄：「872,115,000」を「833,032,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 2 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、平成26年10月3日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額833,032千円及び「1 新規発行株式」の（注）5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限126,148千円については、企業向けサポート技術やリモートサポート技術の高度化のための研究開発費として884,180千円（平成27年3月期：50,000千円、平成28年3月期：425,000千円、平成29年3月期：409,180千円）、グローバル展開に係る人材の採用費及び人件費として75,000千円（平成28年3月期：27,000千円、平成29年3月期：48,000千円）を充当する予定であります。

なお、上記調達資金については、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「132,440,000」を「137,600,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「132,440,000」を「137,600,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集にともない、その需要状況を勘査した結果行われる大和証券株式会社による売出しえあります。

5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5の全文削除及び6の番号変更

### 2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1」を「4,000」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 1」を「1株につき4,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、平成26年10月14日において決定いたしました。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成26年9月19日及び平成26年10月3日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 34,400株
募集株式の払込金額	1株につき3,145円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>(注)</u>
払込期日	平成26年11月25日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都目黒区三田一丁目7番13号 株式会社みずほ銀行 目黒支店

(注) 割当価格は、平成26年10月14日に3,680円で決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成26年11月19日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(34,400株)を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

# 新株式発行及び自己株式処分並びに 株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成26年10月 第1回訂正分)

## 株式会社オプティム

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年10月3日に福岡財務支局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

### ○ 新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成26年9月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集229,900株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し(オーバーアロットメントによる売出し)34,400株の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに關し必要な事項を、平成26年10月3日開催の取締役会において決定しましたので、これらに關連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

### ○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

〈欄外注記の訂正〉

(注) 3 発行数については、平成26年9月19日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数89,500株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数140,400株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

## 2 【募集の方法】

平成26年10月14日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成26年10月3日開催の取締役会において決定された払込金額（3,145円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

### 〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「発行価額の総額（円）」の欄：「298,974,750」を「281,477,500」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「自己株式の処分」の「発行価額の総額（円）」の欄：「469,006,200」を「441,558,000」に訂正。

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「767,980,950」を「723,035,500」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「175,867,500」を「172,287,500」に訂正。

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「175,867,500」を「172,287,500」に訂正。

### 〈欄外注記の訂正〉

(注) 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。

4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件（3,700円～4,000円）の平均価格（3,850円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

5 仮条件（3,700円～4,000円）の平均価格（3,850円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は885,115,000円となります。

## 3 【募集の条件】

### (2) 【ブックビルディング方式】

#### 〈欄内の数値の訂正〉

「発行価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「3,145」に訂正。

#### 〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は3,700円以上4,000円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年10月14日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心とした需要の申告を促す予定であります。

2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額（3,145円）及び平成26年10月14日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8 引受価額が発行価額（3,145円）を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

#### 4 【株式の引受け】

〈欄内の数値の訂正〉

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「大和証券株式会社207,600、株式会社SBI証券6,800、SMBC日興証券株式会社4,500、みずほ証券株式会社2,200、岩井コスモ証券株式会社2,200、マネックス証券株式会社2,200、岡三証券株式会社2,200、丸三証券株式会社2,200」に訂正

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 上記引受人と発行価格決定日（平成26年10月14日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

#### (注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額(円)」の欄：「903,507,000」を「885,115,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「890,507,000」を「872,115,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 2 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件（3,700円～4,000円）の平均価格（3,850円）を基礎として算出した見込額であります。平成26年10月3日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額872,115千円及び「1 新規発行株式」の（注）5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限131,976千円については、企業向けサポート技術やリモートサポート技術の高度化のための研究開発費として929,091千円（平成27年3月期：50,000千円、平成28年3月期：425,000千円、平成29年3月期：454,091千円）、グローバル展開に係る人材の採用費及び人件費として75,000千円（平成28年3月期：27,000千円、平成29年3月期：48,000千円）を充当する予定であります。

なお、上記調達資金については、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## 第2 【売出要項】

#### 1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「135,192,000」を「132,440,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額(円)」の欄：「135,192,000」を「132,440,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 5 売出価額の総額は、仮条件（3,700円～4,000円）の平均価格（3,850円）で算出した見込額であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成26年9月19日及び平成26年10月3日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

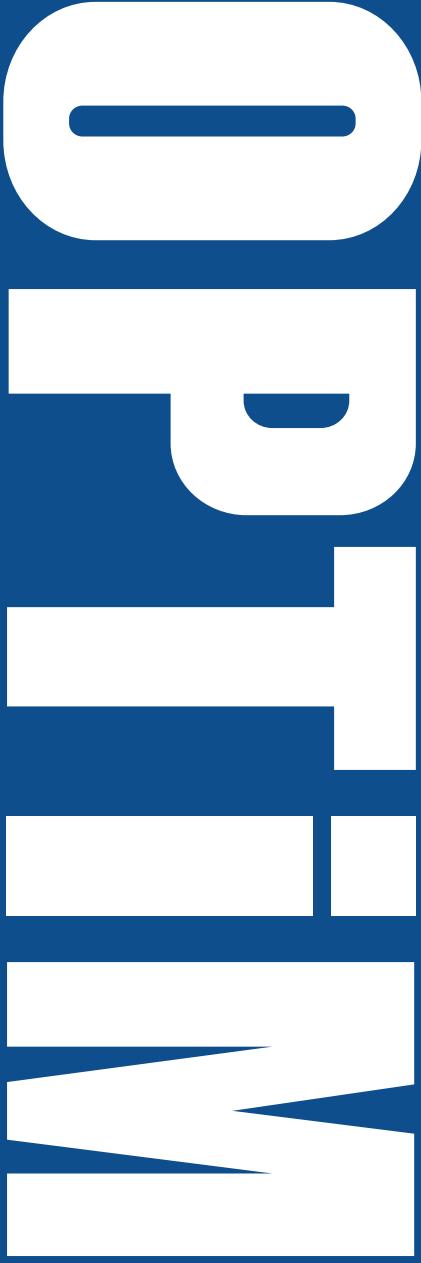
募集株式の種類及び数	当社普通株式 34,400株
募集株式の払込金額	<u>1株につき3,145円</u>
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成26年11月25日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都目黒区三田一丁目7番13号 株式会社みずほ銀行 目黒支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成26年11月19日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。



新株式発行及び自己株式処分並びに  
株式売出届出目論見書  
(平成26年9月)

株式会社オプティム

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式767,980,950円(見込額)の募集及び株式135,192,000円(見込額)の売出し(オーバークロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成26年9月19日に福岡財務支局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行及び自己株式処分 並びに株式売出届出目論見書

株式会社オプティム

佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木223番地1

当社は、「ネットを空気に変える」というコンセプトを掲げ、もはや生活インフラとなったインターネットが、いまだに利用にあたりITリテラシーを必要とする現状を変え、インターネットそのものを空気のように、全く意識することなく使いこなせる存在に変えていくことをミッションとして、創業以来すべての人々が等しくインターネットのもたらす、創造性・便利さを享受できるようサポートするプロダクトの開発に尽力しております。

なお、当社は、ライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業の単一セグメントであります。クラウドデバイスマネジメントサービス、リモートマネジメントサービス、サポートサービス及びその他サービスの区分でサービスを提供しております。

Optimal Biz 及び Optimal Biz for Mobile は法人向けのサービスです。企業がスマートフォン、タブレット、PC を導入した際に、必要となる基本的なことを解決するサービスです。

Optimal Diagnosis&Repair は、主に個人のお客様が、インターネット、スマートフォン、タブレット、PC がうまく動かない際に、自動的にその設定ミス、トラブルを診断して修復してくれるサービスです

Optimal Remote は主に個人のお客様向けのサービスで、スマートフォン、タブレット、PC などを画面の共有及び遠隔操作して操作説明、操作支援するサービスです。

パソコンソフト使い放題は、個人のお客様向けに、電子書籍、パッケージソフトウェアを多数ラインナップし月額定額で使うことができる使い放題サービスです。



クラウドデバイスマネジメントサービス

Optimal Biz

リモートマネジメントサービス

Optimal Remote

サポートサービス

Optimal Support

その他サービス

使い放題

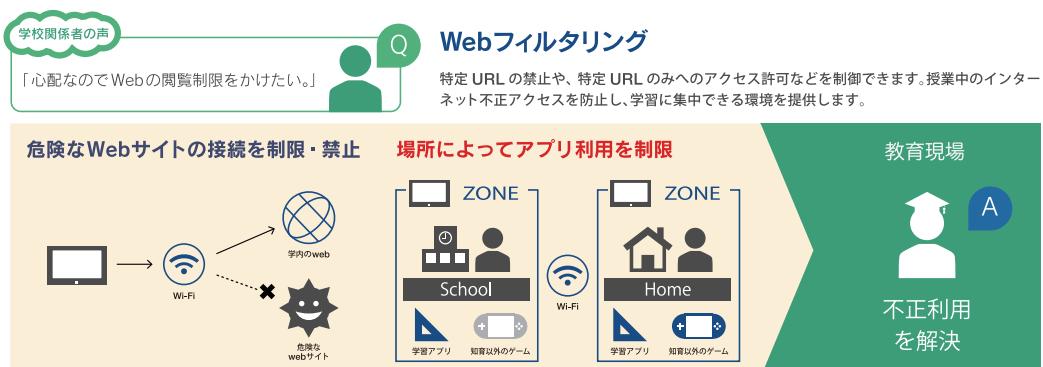
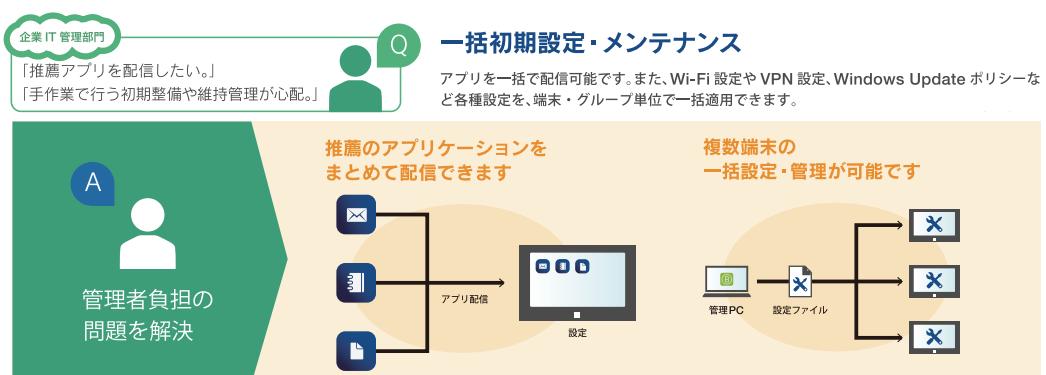
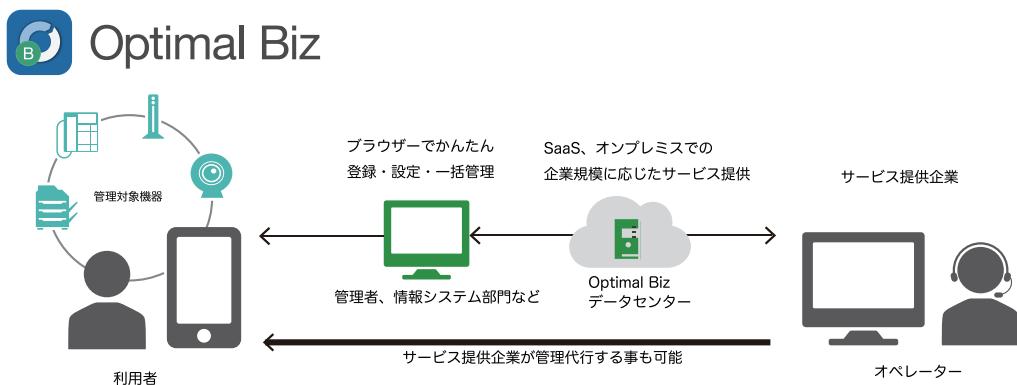
OPTiM®

スマートフォン、タブレット、PCなど、ネットワーク上の様々なデバイスをクラウド上で包括的に管理し、組織内の運用管理、資産管理やセキュリティポリシーの設定などを様々なOSを搭載したデバイスに対して包括的に行うことができるソリューションである「Optimal Biz」及び「Optimal Biz for Mobile」を提供しております。

特に、「Optimal Biz for Mobile」は、ウィルス対策やウェブフィルタリングといった豊富な機能や、対応機種の多さ、対応の速さ、様々なOSをカバーしているといった点が支持され、2年連続国内SaaS型MDM市場シェアNo.1を達成しております。(※)

また、以上のような法人企業向けのサービス提供に加えて、近年では、文教市場においても、運用管理の効率化、端末紛失のリスクや学校内外での利用ポリシーの変更などデバイスマネジメントの必要性が顕在化してきており、当社製品が佐賀県内の全県立高校の新入生向けに正式導入されるなど、文教分野への提供も広がってきております。

(※) (出典: 株式会社アイ・ティー・アール「ITR Market View: エンタープライズ・モバイル管理/スマートアプリ開発市場2013」)



## 2

# リモートマネジメントサービス

「Optimal Remote」はネットワークデバイス画面の共有及び遠隔操作を可能とする通信事業者等向けのユーザーサポート支援ツールです。

「Optimal Remote」を活用することで、通信事業者等のヘルプデスクからユーザーの端末を遠隔操作することが可能となる他、サーバーの遠隔メンテナンスなど、様々なシーンで柔軟な対応が可能となります。当社は「Optimal Remote」を通信事業者等、ユーザーのサポートが必要となる企業等に対して提供しており、原則として、導入企業のセッション数（同時にエンドユーザーをサポートできるオペレーター数）に応じたライセンス料を受領しております。

PC向け製品だけではなく、モバイル端末の遠隔操作を可能とする「Optimal Remote Mobile」やネットワークの情報を網羅的に表示できる「Optimal Remote Ubiquitous」など、豊富な製品ラインナップをそろえており、導入企業は導入シーンに応じた製品を選ぶことができ、導入企業の希望に応じて、カスタマイズも行うことができます。

### Optimal Remote



難しいスマホやタブレットの操作や疑問を、サポートオペレーターと画面を共有し、まるでその場にいるかのような説明を受ける事ができます。

## 3

# サポートサービス

ネットワーク上のスマートフォン、タブレット、PC、ルーター等のトラブルを自動で検地して修復することによりユーザーとサポートセンターの双方に価値をもたらす「Optimal Diagnosis & Repair」、電話サポートの状況問診時間を大幅に短縮する「Optimal Code」や自動でルーターの設定を可能とする「Optimal Setup」を通信事業者等向けに提供しております。

当社は、ライセンスの基本料を受け取っている他、OEM等によるカスタマイズ料や、サーバーメンテナンスやバージョンアップに対応するための保守料を受け取っております。

### Optimal Support

#### Optimal Setup

ネットワークに接続されているルーターのWeb UIを自動的に解析し、操作や設定を行うことができる技術で市場にある約300種類のルーター群の最新機種をサポートします。  
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、ISP各社に採用されています。



#### Optimal Diagnosis & Repair

デバイスやOS、ソフトウェアの状態を診断し、その結果をユーザーに表示したりオペレーターに送信することができます。また、問題のあった項目については自動復旧を行いユーザーの自己解決もサポートします



コンテンツマネジメントサービスとして、コンシューマー向けに、幅広いジャンルのソフトウェアや電子書籍を手頃な定額料金で利用できる「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」を展開しております。また、法人向けとしてウィルス対策ソフトやオフィス互換ソフトが定額制で使い放題となる「ビジネスソフト使い放題powered by OPTiM」も展開しております。

またセキュリティマネジメントサービスとして、不正遠隔操作をするウィルスの挙動を検知しユーザーに気付かれないように遠隔操作を行うファイルを停止、削除し、なりすまし書き込みや情報漏えいを防ぐ「Optimal Guard」をコンシューマー向け及び企業向けに提供しております。

## 使い放題



パソコン



タブレット



ビジネス

いろいろなジャンルの  
ソフトウェアが  
月額固定料金で、  
お使いいただけます



電子書籍



アプリ



ゲーム

当社は、創業以来、研究開発活動並びにこれによりもたらされる知的財産の獲得は、他社との差別化の根幹であると考え、これらに注力してまいりました。その結果、平成26年8月末時点における保有特許数は74個（国内56個、海外18個）となっております。今後もこれまで同様、研究開発に関わる人員と体制を強化すると共に、これまで以上に海外での特許取得に注力してまいります。

既に公開となっている代表的な特許をご紹介します。

### Zone Management



日本：特許第4914414号

無線LANのアクセスポイントやPN/GNSSを利用した位置情報を基に管理対象端末に対してあらかじめ設定した管理を行うことができる機能

### Secure Shield



日本：特願2012-280165(出願中)  
米国：第8793703号

管理対象端末側で通常、操作禁止が行えない設定項目の変更を禁止し、端末管理からの離脱防止や情報漏えいなどを防ぐための機能

### Remote



日本：特許第4623497号

韓国：特許第10-1292022号

遠隔操作画面の  
複数画面を同時に表示  
できる機能



### パテントポートフォリオ

関連特許

56 件

OPTiM

海外

関連特許

18 件

クラウドデバイスマネジメントサービスについて、年々、企業のモバイルデバイス導入の本格化にともなって単にセキュリティのためにMDMを導入するというのではなく、モバイルを活用した業務の効率化を目的としてアプリケーションやサービス、コンテンツの管理を含めた統合環境が要求されるようになってきており、MDMからEMMへの市場の進化が急速に進んでおります。

当社も市場の動きに対応し、モバイル端末だけでなく、様々なデバイスの管理ができるようにすることに加え、MAMやMCMといった機能の付加に取り組んだことで、「Optimal Biz」をMDMからEMMへと進化させており、市場の変化へ対応しつつ、シェア拡大を図ってまいります。

また、文教市場においても、2020年までに小中学生一人に一台タブレット端末を配布するという国目標に基づいて、端末の導入が進んでおります。この市場においても端末紛失のリスクや学校内外での利用ポリシーの変更などデバイスマネジメントの必要性が顕在化しております。またデバイスマネジメントだけでなく、端末の操作方法を教えるためのリモートサポート、ネットワーク接続を復旧させるためのサポートツールも有効であることから当社のサービス全体での提案を進めてまいります。尚、本分野において、佐賀県での正式採用が決定しており2014年4月から全県立高校の新入生へ配布されるタブレット端末へ導入が開始されております。この実績を基に、全国の教育機関や自治体に対しても展開してまいります。



リモートマネジメントサービスにおいては、新しいOS、端末に対応するとともに、リモートマネジメントサービス単体ではなく、「Optimal Biz」、「Optimal Support」、「Optimal Guard」など、他のサービスと連携した総合的なサービスを提供することで、同業他社との差別化を図りつつ、収益の向上を目指します。さらには、前期からサービスの提供を開始しました「Premium Remote Support Service」、加えて、コンシューマー間で画面共有・リモート操作を行うことができる「Optia」という新たな戦略製品によって、国内及びグローバルに向けた新たな市場開拓を行ってまいります。

サポートサービスについては、今後は新たな市場の開拓を目指します。具体的には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による光回線サービスの卸事業の開始にともない増加することが予想されるFVNOやMVNOへのサービス提供に取り組んでまいります。

コンテンツマネジメントサービスについては、当社では、新たなサービスとして「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」の提供を開始いたしました。今後の成長が見込まれる市場であるため、重点販売サービスの一つとして、拡販に注力すると共に、コンテンツの更なる充実や現状のPC向けサービスのみならず幅広いデバイスや法人向けへの展開を図ってまいります。また、当社がこれまで開発してまいりました、使い放題で利用しているアプリケーション配信や提供期間等の管理のためのサービス管理のための基本システムを企業向けにライセンス提供してまいります。

上記に加え、海外市場への展開や研究開発にも力をいれております。海外展開としては、アジアでのスマートデバイス市場の急成長を受け、引き続き、特に中国及び東南アジア諸国を重点アプローチ先としてクラウドデバイスマネジメントサービス及びリモートマネジメントサービスをパートナー企業と共に通信キャリアや端末メーカーに対し積極的に販売展開して参ります。既に中国市場においては、KDDI株式会社の子会社であるDMX Technologies Group Limitedと販売代理店契約を締結し、販売を実施しております。なお、採用実績としては、モバイルの出荷台数において世界第3位（出典：IDC「2013年通年のメーカー別世界スマートフォン出荷トップ5」）の華為技術有限公司（HUAWEI）にOptimal Remoteを採用頂いております。

研究開発としては、当社の保有するサービスデータを活用したサポート統合プラットフォームを研究し、当社のサービスデータを収集しビックデータ解析の研究を実施しております。

## ● 提出会社の経営指標等

回 次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期 第1四半期
決 算 年 月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年6月
売上高	(千円) 1,052,069	1,263,899	1,301,608	1,434,167	1,709,896	436,887
経常利益	(千円) 85,908	75,349	80,300	98,263	113,148	70,959
当期(四半期)純利益	(千円) 44,518	25,431	37,328	43,840	50,089	42,943
持分法を適用した場合の投資利益	(千円) -	-	-	-	-	-
資本金	(千円) 183,380	183,380	183,380	183,380	183,380	183,380
発行済株式総数	(株) 7,645	764,500	764,500	764,500	764,500	764,500
純資産額	(千円) 508,620	534,052	571,380	615,220	665,310	508,769
総資産額	(千円) 726,967	729,968	793,133	881,759	1,021,284	1,218,233
1株当たり純資産額	(円) 68,033.73	714.36	764.29	411.46	444.96	-
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円) (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円) 5,938.76	34.02	49.93	29.32	33.50	30.53
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円) -	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%) 70.0	73.2	72.0	69.8	65.1	41.8
自己資本利益率	(%) 9.8	4.9	6.8	7.4	7.8	-
株価収益率	(倍) -	-	-	-	-	-
配当性向	(%) -	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) -	-	-	117,098	203,455	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) -	-	-	△101,576	△5,177	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) -	-	-	△13,992	△8,202	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高(千円)	-	-	-	316,463	506,539	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名) 92 [27]	111 [38]	100 [46]	97 [57]	112 [71]	117 [69]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、第10期から第14期まで無配のため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できいため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第10期、第11期及び第12期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕内外数で記載しております。
9. 第13期及び第14期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第10期、第11期及び第12期の財務諸表については、監査を受けておりません。なお、第15期第1四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。
10. 平成26年7月9日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
11. 平成22年11月22日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、平成26年7月9日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第10期、第11期及び第12期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)につきましては、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回 次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期 第1四半期
決 算 年 月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年6月
1株当たり純資産額	(円) 340.17	357.18	382.14	411.46	444.96	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円) 29.69	17.01	24.97	29.32	33.50	30.53
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円) -	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円) (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

## ● 売上高



## ● 経常利益



## ● 当期（四半期）純利益



## ● 純資産額／総資産額



## ● 1株当たり純資産額



## ● 1株当たり当期（四半期）純利益金額



(注) 平成22年11月22日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、平成26年7月9日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ってあります。上記では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

(注) 平成22年11月22日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、平成26年7月9日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ってあります。上記では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

## 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【証券情報】 .....	2
第1 【募集要項】 .....	2
1 【新規発行株式】 .....	2
2 【募集の方法】 .....	3
3 【募集の条件】 .....	4
4 【株式の引受け】 .....	5
5 【新規発行による手取金の使途】 .....	6
第2 【売出要項】 .....	7
1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】 .....	7
2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】 .....	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】 .....	9
第二部 【企業情報】 .....	11
第1 【企業の概況】 .....	11
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	11
2 【沿革】 .....	13
3 【事業の内容】 .....	14
4 【関係会社の状況】 .....	19
5 【従業員の状況】 .....	19
第2 【事業の状況】 .....	20
1 【業績等の概要】 .....	20
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	22
3 【対処すべき課題】 .....	23
4 【事業等のリスク】 .....	26
5 【経営上の重要な契約等】 .....	30
6 【研究開発活動】 .....	31
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	32
第3 【設備の状況】 .....	36
1 【設備投資等の概要】 .....	36
2 【主要な設備の状況】 .....	36
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	36

第4 【提出会社の状況】	37
1 【株式等の状況】	37
2 【自己株式の取得等の状況】	46
3 【配当政策】	47
4 【株価の推移】	47
5 【役員の状況】	48
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	49
第5 【経理の状況】	54
1 【財務諸表等】	55
第6 【提出会社の株式事務の概要】	97
第7 【提出会社の参考情報】	98
1 【提出会社の親会社等の情報】	98
2 【その他の参考情報】	98
第四部 【株式公開情報】	99
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	99
第2 【第三者割当等の概況】	101
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	101
2 【取得者の概況】	103
3 【取得者の株式等の移動状況】	103
第3 【株主の状況】	104

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成26年9月19日

【会社名】 株式会社オプティム

【英訳名】 OPTiM CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菅谷 俊二

【本店の所在の場所】 佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木223番地1  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は最寄りの連絡場所で行っております。)

【電話番号】 0952-31-8821

【事務連絡者氏名】 管理部門がありませんので、事務連絡者は置いておりません。

【最寄りの連絡場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【電話番号】 03-6435-8570

【事務連絡者氏名】 管理担当取締役 林 昭宏

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 募集金額  
ブックビルディング方式による募集 767,980,950円  
売出金額  
(オーバーアロットメントによる売出し)  
ブックビルディング方式による売出し 135,192,000円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	229,900 (注) 3	1 単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- (注) 1 平成26年9月19日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社は、平成26年9月19日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。
- 名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 発行数については、平成26年9月19日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数89,500株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数140,400株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成26年10月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 本募集にあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧下さい。
- 5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成26年9月19日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 6 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【募集の方法】

平成26年10月14日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成26年10月3日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	新株式発行	89,500	298,974,750
	自己株式の処分	140,400	469,006,200
計(総発行株式)	229,900	767,980,950	175,867,500

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出における想定発行価格（3,930円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 5 有価証券届出書提出における想定発行価格（3,930円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は903,507,000円となります。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成26年10月15日(水) 至 平成26年10月20日(月)	未定 (注) 4	平成26年10月21日(火)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成26年10月3日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年10月14日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 平成26年10月3日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成26年10月14日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成26年9月19日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成26年10月14日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成26年10月22日（水）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場にともない、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 申込みに先立ち、平成26年10月6日から平成26年10月10までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

#### ① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 目黒支店	東京都目黒区三田一丁目 7 番13号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成26年10月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目 8 番12号		3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目 4 番地 1		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番 6 号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目 3 番 6 号		
計	—	229,900	—

(注) 1 引受株式数は、平成26年10月 3 日開催予定の取締役会において決定する予定であります。  
 2 上記引受人と発行価格決定日（平成26年10月14日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。  
 3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
903,507,000	13,000,000	890,507,000

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
- 2 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,930円）を基礎として算出した見込額であります。平成26年10月3日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
- 4 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額890,507千円及び「1 新規発行株式」の（注）5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限134,718千円については、企業向けサポート技術やリモートサポート技術の高度化のための研究開発費として950,225千円（平成27年3月期：50,000千円、平成28年3月期：425,000千円、平成29年3月期：475,225千円）、グローバル展開に係る人材の採用費及び人件費として75,000千円（平成28年3月期：27,000千円、平成29年3月期：48,000千円）を充当する予定であります。

なお、上記調達資金については、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	34,400	135,192,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	34,400	135,192,000	—

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集にともない、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出であります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

- 2 オーバーアロットメントによる売出しに際して、大和証券株式会社は、平成26年10月22日から平成26年11月19日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,930円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

## 2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成26年 10月15日(水) 至 平成26年 10月20日(月)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成26年10月14日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成26年10月22日（水））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場にともない、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件  
(2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、平成26年10月22日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成26年9月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 34,400株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成26年11月25日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都目黒区三田一丁目7番13号 株式会社みずほ銀行 目黒支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成26年11月19日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集に関連して、当社の株主かつ貸株人である菅谷俊二、並びに当社の株主である東日本電信電話株式会社、野々村耕一郎、古賀一彦、飯盛義徳及び吉富勝男は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（平成27年1月19日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプションにかかる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となります、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に關し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	1,052,069	1,263,899	1,301,608	1,434,167	1,709,896
経常利益 (千円)	85,908	75,349	80,300	98,263	113,148
当期純利益 (千円)	44,518	25,431	37,328	43,840	50,089
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	183,380	183,380	183,380	183,380	183,380
発行済株式総数 (株)	7,645	764,500	764,500	764,500	764,500
純資産額 (千円)	508,620	534,052	571,380	615,220	665,310
総資産額 (千円)	726,967	729,968	793,133	881,759	1,021,284
1株当たり純資産額 (円)	68,033.73	714.36	764.29	411.46	444.96
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	5,938.76	34.02	49.93	29.32	33.50
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	70.0	73.2	72.0	69.8	65.1
自己資本利益率 (%)	9.8	4.9	6.8	7.4	7.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	117,098	203,455
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△101,576	△5,177
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△13,992	△8,202
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	316,463	506,539
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	92 [27]	111 [38]	100 [46]	97 [57]	112 [71]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。  
 4. 1株当たり配当額及び配当性向については、第10期から第14期まで無配のため記載しておりません。  
 5. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。  
 6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。  
 7. 第10期、第11期及び第12期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。  
 8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。  
 9. 第13期及び第14期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第10期、第11期及び第12期については当該監査を受けておりません。  
 10. 平成26年7月9日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。  
 11. 平成22年11月22日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、平成26年7月9日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第10期、第11期及び第12期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）につきましては、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
1株当たり純資産額 (円)	340.17	357.18	382.14	411.46	444.96
1株当たり当期純利益金額 (円)	29.69	17.01	24.97	29.32	33.50
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

## 2 【沿革】

平成12年6月佐賀県佐賀市において、当社代表取締役社長菅谷俊二が佐賀大学在学中に、インターネット上での動画広告サービスの提供を目的として、当社を設立いたしました。平成13年10月には東京オフィスを開設した後、ソフトウェアの開発を開始し、現在の中核事業であるソフトウェアサービスライセンス事業を開始しました。

株式会社オプティム設立以後の沿革は、次のとおりあります。

年月	概要
平成12年6月	佐賀県佐賀市に株式会社オプティムを設立（資本金10,000千円）。
平成13年10月	東京都港区芝5-14-15に東京オフィスを開設。
平成18年9月	東京都港区芝5-27-1に東京オフィスを移転し本社化。
平成20年3月	第三者割当増資（割当先：東日本電信電話株式会社）を実施（資本金134,870千円）。
平成21年8月	東京都港区港南に東京本社を移転。
平成23年3月	日本・米国にて機器の特定・設定・診断技術の特許取得。
平成23年6月	リモートサポート時の画面転送技術の特許取得。
平成23年11月	MDM（※）でスマートフォンを含むマルチデバイス機器特定技術の特許取得。
平成24年3月	福岡県福岡市にCANTERA Office（福岡オフィス）を開設。
平成24年11月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得。
平成25年4月	東京都港区愛宕に東京本社を移転。

※ MDM…Mobile Device Management：モバイルデバイス管理

### 3 【事業の内容】

当社は、「ネットを空気に変える」というコンセプトを掲げ、もはや生活インフラとなったインターネットが、いまだに利用にあたりITリテラシー（※1）を必要とする現状を変え、インターネットそのものを空気のように、全く意識することなく使いこなせる存在に変えていくことをミッションとして、創業以来すべての人々が等しくインターネットのもたらす、創造性・便利さを享受できるようサポートするプロダクトの開発に尽力しております。

当社の属する情報通信市場は、様々な端末の普及とともにサービスの多様化や高度化が急速に進んだ動きが世界的な潮流となっております。このような市場環境の中、当社はスマートフォン、タブレット、PCなど様々なネット端末に対応したマネジメントサービス（管理、運用サービス）、ITサポートサービス（※2）の提供を中心に事業を展開しております。

なお、当社は、ライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当社の事業内容をサービス別に区分すると次のとおりであります。

#### （1）クラウドデバイスマネジメントサービス

スマートフォン、タブレット、PCなど、ネットワーク上の様々なデバイス（※3）をクラウド（※4）上で包括的に管理し、組織内の運用管理、資産管理やセキュリティポリシー（※5）の設定などを様々なOS（※6）を搭載したデバイスに対して包括的に行うことができるソリューション（※7）である「Optimal Biz」及び「Optimal Biz for Mobile」を提供しております。

「Optimal Biz」及び「Optimal Biz for Mobile」は、パートナー企業を通じての提供や、OEM提供によるパートナー企業のサービスとして提供されており、当社は端末数に応じたライセンス料を受領しております。当社では、OEM提供の際は、パートナー企業の要望に応じたカスタマイズも行っております。

また、「Optimal Biz」及び「Optimal Biz for Mobile」は、ウィルス対策や、ウェブフィルタリング（※8）、MAM（※9）、MCM（※10）等、様々な機能をオプションとして提供しており、導入企業はその必要とする機能のみのライセンス料を支払うことで、選択して導入することができます。

「Optimal Biz for Mobile」は、以上のような豊富な機能や、対応機種の多さ、対応の速さ、様々なOSをカバーしているといった点が支持され、2年連続国内SaaS型MDM（※11）市場シェアNo.1（出典：株式会社アイ・ティー・アール「ITR Market View：エンタープライズ・モバイル管理／スマートアプリ開発市場2013」）を達成しております。

以上のような法人企業向けのサービス提供に加えて、近年では、文教市場においても、運用管理の効率化、端末紛失のリスクや学校内外での利用ポリシー（※12）の変更などデバイスマネジメントの必要性が顕在化してきており、当社製品が佐賀県内の全県立高校の新入生向けに正式導入されるなど、文教分野への提供も広がってきております。

#### （2）リモートマネジメントサービス

主力製品である「Optimal Remote」はネットワークデバイス（※13）画面の共有及び遠隔操作を可能とする通信事業者等向けのユーザーサポート支援ツールです。「Optimal Remote」を活用することで、通信事業者等のヘルプデスク（※14）からユーザーの端末を遠隔操作することが可能となる他、サーバーの遠隔メンテナンスなど、様々なシーンで柔軟な対応が可能となります。当社は「Optimal Remote」を通信事業者等、ユーザーのサポートが必要となる企業等に対して提供しており、原則として、導入企業のセッション数（同時期にエンドユーザーをサポートできるオペレーター数（※15））に応じたライセンス料を受領しております。

PC向け製品だけではなく、モバイル端末の遠隔操作を可能とする「Optimal Remote Mobile」やネットワークの情報を網羅的に表示できる「Optimal Remote Ubiquitous」など、豊富な製品ラインナップをそろえており、導入企業は導入シーンに応じた製品を選ぶことができ、導入企業の希望に応じて、カスタマイズも行うことができます。

#### （3）サポートサービス

ネットワーク上のスマートフォン、タブレット、PC、ルーター（※16）等のトラブルを自動で検知して修復することによりユーザーとサポートセンターの双方に価値をもたらす「Optimal Diagnosis & Repair」、電話サポートの状況問診時間を大幅に短縮する「Optimal Code」や自動でルーターの設定を可能とする「Optimal Setup」を通信事業者等向けに提供しており、導入の際の機能追加に係るカスタマイズ料やライセンス料を受領しております。

#### (4) その他サービス

コンテンツマネジメントサービスとして、コンシューマー向けに、幅広いジャンルのソフトウェアや電子書籍を手頃な定額料金で利用できる「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」を展開しております。また、法人向けとしてウイルス対策ソフトやオフィス互換ソフトが定額制で使い放題となる「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」も展開しております。

またセキュリティマネジメントサービスとして、不正遠隔操作をするウイルスの挙動を検知しユーザーに気付かれないよう遠隔操作を行うファイルを停止、削除し、なりすまし書き込みや情報漏えいを防ぐ「Optimal Guard」をコンシューマー向け及び企業向けに提供しております。

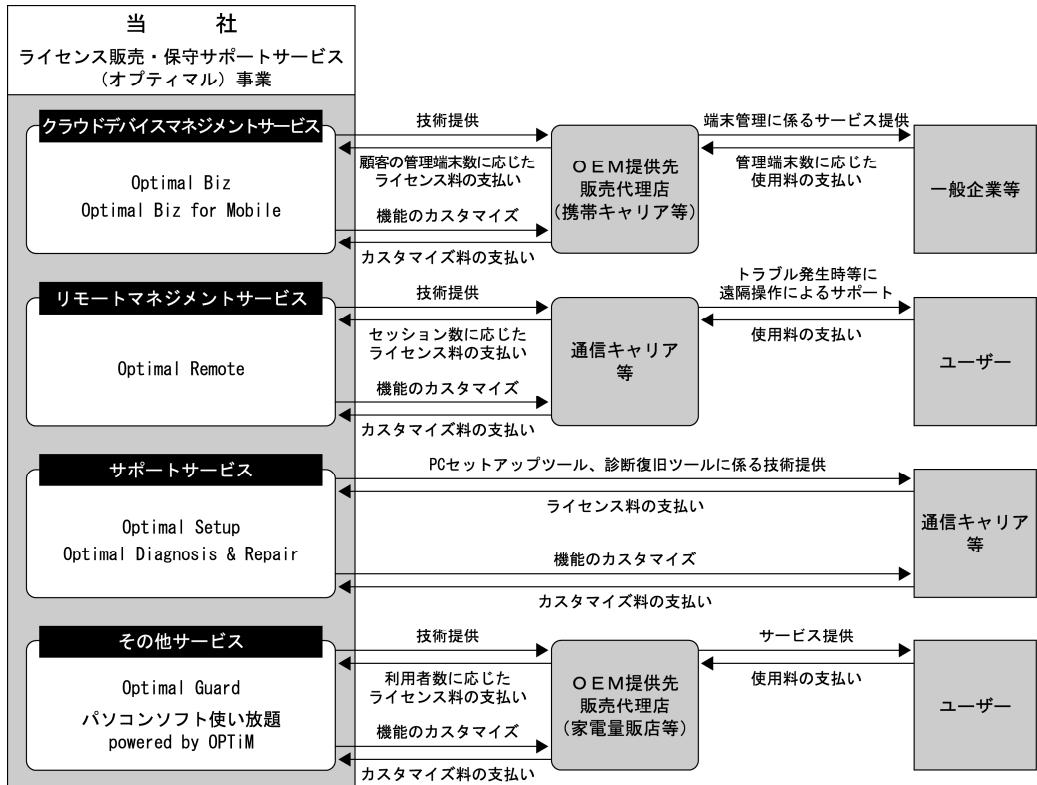
また、主要製品の概要及び収益形態は以下のとおりであります。

サービス区分	製品名	説明
クラウドデバイスマネジメントサービス	Optimal Biz	<p>Optimal Biz は法人向け資産管理ツールです。企業は当該製品を導入することにより、遠隔からのセキュリティの設定、ソフトウェア管理を行うことができ、PCだけでなく、MFP(※17)、ルーターなどのネットワークにつながるあらゆる機器を一括で管理することが可能となります。</p> <p>当社は、導入企業の管理する端末数に応じたライセンス料を受け取っている他、OEM等によるカスタマイズ料や、サーバーメンテナンスやバージョンアップに対応するための保守料を受け取っております。</p>
	Optimal Biz for Mobile	<p>Optimal Biz for Mobileは法人向けモバイルデバイスマネジメントツールです。企業は当該製品を導入することにより、AndroidやiOSだけでなくWindowsタブレットなど各種OSをワンコンソールで管理することができます。またZone Management(※18)やSecureShield(※19)などの当社独自の技術により、他社製品に比べより安全で最適なビジネス環境を提供することが可能と考えております。</p> <p>当社は、導入企業の管理する端末数に応じたライセンス料を受け取っている他、OEM等によるカスタマイズ料や、サーバーメンテナンスやバージョンアップに対応するための保守料を受け取っております。</p>
リモートマネジメントサービス	Optimal Remote	<p>Optimal Remoteは法人向けのネットワークデバイス画面の共有及び遠隔操作を可能とする支援ツールです。企業は、本ツールを導入することにより、タッチ操作、設定変更、情報取得によって操作サポートやトラブル解決はもちろん、サーバーの遠隔メンテナンスも行うことが可能です。</p> <p>当社は、原則としてセッション数（同時期にエンドユーザーをサポートできるオペレーター数）に応じたライセンス料を受け取っている他、OEM等によるカスタマイズ料や、サーバーメンテナンスやバージョンアップに対応するための保守料を受け取っております。</p>

サービス区分	製品名	説明
サポートサービス	Optimal Setup	<p>Optimal Setupはネットワークに接続されているルーターを自動的に解析し、操作や設定を行うことができるツールです。</p> <p>当社は、ライセンスの基本料を受け取っている他、OEM等によるカスタマイズ料や、サーバーメンテナンスやバージョンアップに対応するための保守料を受け取っております。</p>
	Optimal Diagnosis&Repair	<p>Optimal Diagnosis&amp;Repairは、デバイスやOS、ソフトウェアの状態を診断し、その結果をユーザーに表示したりオペレーターに送信することができます。また、問題のあった項目について自動復旧を行いユーザーの自己解決もサポートするツールです。</p> <p>当社は、ライセンスの基本料を受け取っている他、OEM等によるカスタマイズ料や、サーバーメンテナンスやバージョンアップに対応するための保守料を受け取っております。</p>
その他サービス	Optimal Guard	<p>Optimal Guardは、遠隔操作を行う不正プログラム対策ツールです。本ツールを導入することにより、不正に遠隔操作されている状況を検知し、ユーザーにお知らせすると共に、遠隔操作を行っているファイルの停止や削除を許可することで外部への不正な挙動を阻止することができます。</p> <p>当社は利用者数及び利用年数に応じたライセンス料を受け取っている他、OEM等によるカスタマイズ料や、サーバーメンテナンスやバージョンアップに対応するための保守料を受け取っております。</p>
	パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM	<p>パソコンソフト使い放題 powered by OPTiMは、コンシューマー向けに、パッケージソフトウェアを多数ラインナップした定額の使い放題サービスです。</p> <p>当社は、利用者数に応じたライセンス料を受け取っている他、OEM等によるカスタマイズ料や、サーバーメンテナンスやバージョンアップに対応するための保守料を受け取っております。</p>

[事業系統図]

当社の主要な事業系統図は以下のとおりです。



※ 1 ITリテラシー…情報機器やITネットワークを活用して、情報・データを管理、活用する能力のこと、様々なアプリケーションソフトを使いこなし効率的に業務を行う能力など、コンピューターに関する広い意味での利用能力のこと。

※ 2 ITサポートサービス…情報機器やITアプリケーション、サービスの使用、管理などにおいて支援を行うこと。

※ 3 デバイス…情報端末機器。

※ 4 クラウド…ソフトウェアやハードウェアの利用権などをネットワーク越しにサービスとして利用者に提供する方を「クラウドコンピューティング」（cloud computing）と呼び、データセンターや、その中で運用されているサーバー群のことをいう。

※ 5 セキュリティポリシー…企業において機密漏洩や外部からの攻撃・侵入、盗聴、改ざんなどの危険を排除するための基本方針。

※ 6 OS…Operating System：ソフトウェアの種類の一つで、機器が提供する基本的機能を提供する。代表的なスマートフォン端末用のOSにはアップル社のiOS、グーグル社が開発しているAndroid OS、マイクロソフト社のWindowsなどがある。

※ 7 ソリューション…問題・課題を解決したり、要望・要求を満たしたりすることができる製品やサービス、及びその組み合わせ。

※ 8 ウェブフィルタリング…主にインターネットにサイトへのアクセス制限を行う機能、サービス。情報漏洩・ウィルス感染防止のために不正サイトへのアクセスや書き込みを防止したり、業務効率向上に私的利用防止をおこなつたりする。

- ※ 9 MAM…Mobile Application Management（モバイルアプリケーション管理）：情報端末において業務アプリケーションとそのデータを適切に管理する技術、サービスのこと。企業の社内システム、サービスを利用するための端末向け業務アプリケーション及びデータが不正利用や情報漏えいさせないようにするための仕組み。
- ※10MCM…Mobile Contents Management（モバイルコンテンツ管理）：情報端末での利用を目的とした業務情報、資料などを適切に管理する技術、サービスのこと。企業の資料、データなど情報端末からも安全に閲覧、利用できるようする仕組み。
- ※11MDM…Mobile Device Management（モバイルデバイス管理）：企業などで、社員が利用するスマートフォンやタブレット型端末などの情報端末を統合的に管理するため技術、サービス。情報漏えい対策のために遠隔で端末のロックやデータの消去を行うなどの機能を提供する。
- ※12利用ポリシー…アプリケーション、サービスなどを利用するための方針、規定のこと。
- ※13ネットワークデバイス…ネットワークに接続され機器情報や計測情報の発信を行う機器、各種ネットワーク サービスを操作や利用することができる情報端末機器のこと。
- ※14ヘルプデスク…企業内で、顧客や社員など内外からの問い合わせに対応する部門。製品の使用方法やトラブル時の対処法、苦情への対応など様々な問い合わせを一括して受け付ける。社外に委託する場合もある。
- ※15オペレーター…直接機械の操作などを行なう担当者、ネットワークを介してリモートで操作を行う場合もある。
- ※16ルーター…ネットワークで通信を行う際に、通信経路を決定する通信機器。
- ※17MFP…Multi Function Peripheral：複数の機能を搭載した複合的な周辺機器のこと。1台でプリンタとスキャナー、コピー機、FAXなどの機能を兼ねる機器などが該当する。
- ※18Zone Management…無線LANのアクセスポイントやGPN/GNSSを利用した位置情報を基に管理対象端末に対してあらかじめ設定した管理を行うことができる、当社独自の機能、サービス。
- ※19Secure Shield…当社が独自開発した技術により、管理対象端末側で通常、操作禁止が行えない設定項目の変更を禁止し、端末管理からの離脱防止や情報漏えいなどを防ぐための機能、サービス。

#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成26年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
120 [59]	33.3	4.1	4,598

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 臨時従業員数（派遣社員及びアルバイト）は、最近1年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当社の事業セグメントはライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第14期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度における国内経済は、金融緩和などによる経済成長への期待感から、円安・株高が進行するなど、景気回復への明るい兆しが見られたものの、海外景気の下振れによる影響が懸念されるなど、依然として景気動向は不透明な状況で推移しております。

情報通信市場では、スマートフォン、タブレットがより一層の普及期を迎える、人々が日常的に高速なインターネットに接触する機会が増加し、様々なサービスが台頭する中、セキュリティに対する懸念やデバイス管理の必要性がより一層高まってまいりました。

このような市場環境の中、当社の成長分野であるクラウドデバイスマネジメントサービスでは、昨年に続きOptimal Biz for Mobileが、2年連続国内SaaS型MDM市場シェアNo.1（出典：株式会社アイ・ティー・アール「ITR Market View：エンタープライズ・モバイル管理／スマートアプリ開発市場2013」）を獲得しました。当社では、本事業分野においても知的財産戦略の強化、Wi-Fi（※1）のアクセスポイント（※2）によってセキュリティレベル・運用管理を行える「Zone Management」テクノロジーに代表される独自技術開発、新しいiOS・端末への即時対応・タブレット・スマートフォン・PC以外のデバイスへの対応も強化し、企業内にある全ての端末をマネジメントすることをコンセプトに積極的な製品開発を行なってまいりました。また販売面では顧客接点の強化を計り、販売代理店と共に直接エンドユーザー企業にお伺いし、製品についてより詳しく理解して頂く機会を増やしてまいりました。本サービスは、これまで中小企業や大企業の一部でのスマートフォン、タブレット導入が進んでいたのに加え、大企業や官公庁、文教分野での本格導入が進んだことにより、1社あたりの管理台数が大幅に増加いたしました。この傾向は来年度以降も続くものと見られております。サポートサービスに関しては、引き続き東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社からのライセンス収入により堅調に推移しております。リモートマネジメントサービスにおいては、モバイルの出荷台数において世界第3位（出典：IDC「2013年通年のメーカー別世界スマートフォン出荷トップ5」）の華為技術有限公司（HUAWEI）にOptimal Remoteを採用頂きグローバル展開の第一歩を踏み出すことができました。

以上の結果、売上高1,709,896千円（前年同期比19.2%増）、営業利益111,859千円（同17.1%増）、経常利益113,148千円（同15.1%増）、当期純利益50,089千円（同14.3%増）となりました。

なお、当社の事業は、ライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業のみの単一事業であるため、セグメントごとの記載を省略しております。

第15期第1四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

当第1四半期累計期間における国内経済は、4月からの消費税増税に伴う駆け込み需要の反動が見られるものの、政府による経済・金融政策を背景とした企業収益や個人消費の改善により、景気は緩やかな回復基調にあります。

情報通信市場では、スマートフォン、タブレットが社会全体に浸透し、それに伴うセキュリティ管理への需要もより一層高まっておりました。

このような状況の中、当社の成長分野であるOptimal Biz for Mobile及びOptimal Remoteにおけるソフトウェアライセンスの売上が堅調に推移しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高436,887千円、営業利益69,908千円、経常利益70,959千円、四半期純利益42,943千円となりました。

なお、当社の事業は、ライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業のみの単一事業であるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第14期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末と比較して190,076千円増加し、506,539千円となりました。

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は203,455千円（前年同期は117,098千円の獲得）となりました。これは主に、売上債権の減少51,851千円、未払金の増加49,781千円、税引前当期純利益111,865千円があつたことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は5,177千円（前年同期は101,576千円の使用）となりました。これは主に、敷金及び保証金の回収による収入69,420千円があつた一方で、有形固定資産の取得による支出57,915千円、資産除去債務の履行による支出13,150千円があつたことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は8,202千円（前年同期は13,992千円の使用）となりました。これは、長期借入金の返済による支出8,202千円があつたことによるものです。

※1 Wi-Fi…Wi-Fi Alliance（業界団体）の規格で、無線でネットワークに接続する技術のこと。

※2 アクセスポイント…通信ネットワークの末端でコンピューターなどからの接続要求を受け付け、ネットワークへの通信を仲介する施設や機器のこと。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当社は単一セグメントのため、サービスごとに記載しております。

サービスの名称	第14期事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第15期第1四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
クラウドデバイスマネジメントサービス	688,913	174.3	203,958
リモートマネジメントサービス	293,051	87.2	87,997
サポートサービス	652,857	100.0	119,962
その他サービス	75,073	150.4	24,969
合計	1,709,896	119.2	436,887

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第13期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第14期事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第15期第1四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
東日本電信電話株式会社	399,982	27.9	475,283	27.8	86,964	19.9
KDDI株式会社	116,036	8.1	348,769	20.4	122,837	28.1
西日本電信電話株式会社	318,591	22.2	256,930	15.0	59,275	13.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

#### (1) 売上の拡大について

現在の当社の主力サービスは、クラウドデバイスマネジメントサービス及びサポートサービスであります。特にサポートサービスにおいては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社からのPCセットアップツールや診断・復旧サービス等のライセンス料により一定の安定収益源を確保しております。しかし、PC市場は成長性が鈍化しており、当該売上高は減少傾向にあります。今後はこれまで以上に成長分野であるスマートフォン、タブレットを中心としたクラウドデバイスマネジメントサービス、リモートマネジメントサービス及びコンテンツマネジメントサービスへ注力していく方針であります。尚、クラウドデバイスマネジメントサービスにおいては、国内外から多数の競合が参入しており、競争環境は激化しております。その中で更にシェアを拡大し国内の販売基盤を強化していくこと及び海外での販売実績を拡大していくことが重要な経営課題となります。

##### ①国内市場における更なる売上の拡大

国内市場においては、以下のサービスに注力してまいります。

まず、クラウドデバイスマネジメントサービスについて、当社の法人向けクラウドデバイス管理ソリューションである「Optimal Biz」は、様々なOSを搭載したネットワークデバイスについて、包括的にマネジメントできることをコンセプトとしたサービスになっております。中でも、モバイルデバイスマネジメント（MDM）市場においては、当社の「Optimal Biz for Mobile」が、2年連続国内SaaS型MDM市場シェアNo.1（出典：株式会社アイ・ティー・アール「ITR Market View：エンタープライズ・モバイル管理／スマートアプリ開発市場2013」）となっております。また、大企業での導入ニーズが拡大していることから課題となっている社内の既存業務システムとの連携強化、アプリケーション及びコンテンツをセキュア（※1）に利用できるサービスの提供を実施し、大企業でのスマートデバイス導入時のMDMとして採用を促してまいります。また、年々、企業のモバイルデバイス導入の本格化にともなって単にセキュリティのためにMDMを導入するというのではなく、モバイルを活用した業務の効率化を目的としてアプリケーションやサービス、コンテンツの管理を含めた統合環境が要求されるようになってきており、MDMからEMM（※2）への市場の進化が急速に進んでおります。当社も市場の動きに対応し、モバイル端末だけでなく、様々なデバイスの管理ができるようにすることに加え、MAMやMCMといった機能の付加に取り組んだことで、「Optimal Biz」をMDMからEMMへと進化させており、市場の変化へ対応しつつ、シェア拡大を図っております。また、文教市場においても、2020年までに小中学生一人に一台タブレット端末を配布するという国の目標に基づいて、端末の導入が進んでおります。この市場においても端末紛失のリスクや学校内外での利用ポリシーの変更などデバイスマネジメントの必要性が顕在化しております。またデバイスマネジメントだけでなく、端末の操作方法を教えるためのリモートサポート、ネットワーク接続を復旧させるためのサポートツールも有効であることから当社のサービス全体での提案を進めてまいります。尚、本分野において、佐賀県での正式採用が決定しており2014年4月から全県立高校の新入生へ配布されるタブレット端末へ導入が開始されております。この実績を基に、全国の教育機関や自治体に対しても展開してまいります。

次に、リモートマネジメントサービスにおいては、新しいOS、端末に対応したリモートマネジメントサービスを展開してまいります。また、リモートマネジメントサービス単体ではなく、「Optimal Biz」、「Optimal Support」、「Optimal Guard」など、他のサービスと連携した総合的なサービスを提供することで、同業他社との差別化を図りつつ、収益の向上を目指します。さらには、前期からサービスの提供を開始しました「Premium Remote Support Service」、加えて、コンシューマー間で画面共有・リモート操作を行うことができる「Optia」という新たな戦略製品によって、国内及びグローバルに向けた新たな市場開拓を行ってまいります。

さらに、サポートサービスについては、前述のように、売上高は減少傾向にあるため、今後は新たな市場の開拓を目指します。具体的には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による光回線サービスの卸事業の開始にともない増加することが予想されるFVNO（※3）やMVNO（※4）へのサービス提供に取り組んでまいります。

コンテンツマネジメントサービスについては、当社では、新たなサービスとして幅広いジャンルのソフトウェアや電子書籍を手頃な定額料金で利用できる、「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」の提供を開始いたしました。今後の成長が見込まれる市場であるため、重点販売サービスの一つとして、拡販に注力すると共に、コンテンツの更なる充実や現状のPC向けサービスのみならず幅広いデバイスや法人向けへの展開を図ってまいります。また、当社がこれまで開発してまいりました、使い放題で利用しているアプリケーション配信や提供期間等の管理のためのサービス管理のための基本システムを企業向けにライセンス提供してまいります。

## ②海外市場への展開

アジアでのスマートデバイス市場の急成長を受け、引き続き、特に中国及び東南アジア諸国を重点アプローチ先としてクラウドデバイスマネジメントサービス及びリモートマネジメントサービスをパートナー企業と共に通信キャリアや端末メーカーに対し積極的に販売展開して参ります。既に中国市場においては、KDDI株式会社の子会社であるDMX Technologies Group Limitedと販売代理店契約を締結し、販売を実施しております。なお、採用実績としては、モバイルの出荷台数において世界第3位(出典: IDC「2013年通年のメーカー別世界スマートフォン出荷トップ5」)の華為技術有限公司 (HUAWEI) にOptimal Remoteを採用頂いております。

## (2) 組織体制整備に関する課題

### ①サービス開始までの期間短縮

高度化するクライアントのニーズに対応するために、当社は企画から開発、検証まで一気通貫でプロダクトを担当するビジネスユニット制を導入しております。引き続き、ビジネスユニット制導入による効果を最大限発揮することにより、サービス開始までの期間短縮に取り組んでまいります。

### ②フレキシブルな組織体制

当社の成長分野でありますクラウドデバイスマネジメントサービスでは、競合も多く、ユーザーのニーズも多様化しております。そのニーズに遅く対応するためには、リソースを集中させ短期間で新機能を開発する必要があります。そのためにもフレキシブルに人員の配置転換を行える体制を構築し、市場シェアを更に拡大させグローバルで競争できる製品開発を行ってまいります。

### ③人員の拡充と組織の強化

当社の主要な収入源であるソフトウェアサービスライセンスにおいては、複数の大規模プロジェクトに対応するための開発部門人員の拡充及び開発体制の強化が最重要課題となっております。現在の人員を中心としつつ、優秀なエンジニアを獲得していく他、プロジェクトに合致した技術を有している派遣社員を活用してまいります。また、プロジェクトマネジメント手法の改善等により更なる開発体制の強化・改善を図ってまいります。

## (3) 研究開発部門及び知的財産戦略の強化

当社は、創業以来、研究開発活動並びにこれによりもたらされる知的財産の獲得は、他社との差別化の根幹であると考え、これらに注力してまいりました。その結果、平成26年8月末時点における保有特許数は74個(国内56個、海外18個)となっております。今後もこれまで同様、研究開発に関わる人員と体制を強化すると共に、これまで以上に海外での特許取得に注力してまいります。

#### (4) 品質保証体制の強化

当社が提供するソフトウェアは、これまでにもクライアントによる厳しい受け入れ検査をクリアしてきておりますが、今後は更に踏み込んだサービス品質の向上を目指してまいります。そのためにも、より一層厳格な品質保証体制とすべく、品質管理ミーティングの定期実施、また、全社会議での全従業員への品質強化の意識付けを行い、サービス品質保証の強化を実現し、ユーザーの満足度を上げることにより、更なるユーザー獲得に取り組んでまいります。

※1 セキュア…安全な。危険のない。ここでは、セキュリティで保護された状態、の意味

※2 EMM…Enterprise Mobility Management（企業モビリティ管理）：企業の情報端末利用において従来の紛失・制限管理に加え、企業システムと連動した業務アプリケーションや業務資料、データの積極的かつ安全に活用できるようにした包括的サービス、統合管理システムのこと。

※3 FVNO…仮想固定通信事業者。光ファイバなど固定通信を持っている会社の回線を間借りしてサービスを行う、回線を持たない事業会社。

※4 MVNO…仮想移動体通信事業者。物理的な移動体回線網を自社では持たないで、実際に保有する他の事業者から借りて、通信サービスを行う事業者。

## 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に務める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 特定の人物への依存について

当社の創業者であり代表取締役である菅谷俊二は、設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や事業方針の決定、開発、サービスラインナップ、製品コンセプト等に関してリーダーシップを発揮しており、また、当社の有する特許の多くは菅谷が発明したものであるなど、当社は当人の属人的な能力に依存しております。そのため、各部門のリーダーへ権限移譲を進めることで、当人に過度に依存しない経営体制を構築しておりますが、万が一、当人に不測の事態が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) システムダウン及び情報セキュリティに係るリスクについて

当社の事業は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しております。従って、自然災害や事故によりインターネット通信網が切断された場合には、当社のサービス提供は不可能になります。また、予期しない急激なアクセス増による一時的な過負荷によるサーバーのダウンや、当社や取引先のハードウェアやソフトウェアの欠陥等により、当社のサービスが停止する可能性があります。このようなトラブル等が発生し、機能が十分に生かせないような事態が発生した場合には、当社の業績の低下に繋がる可能性があります。また、コンピューターウィルスの混入、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入、役職員の過誤等による重要なデータの消去又は、不正入手の可能性もあり、これらの事態が発生した場合には、当社に直接的・間接的な損害が発生する可能性があるほか、当社サービスへの信頼が失墜し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 特定取引及び特定取引先への依存について

当社は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対してサポートサービス及びリモートマネジメントサービスを提供しライセンス費を得ておりますが、PC市場の縮小の煽りを受け、ライセンス費は減少傾向にあります。総売上高に占める東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対する売上高の割合は、第13期事業年度においては、それぞれ、27.9%と22.2%、第14期事業年度においては、27.8%と15.0%、第15期第1四半期累計期間においては、19.9%と13.6%となっております。また、KDDI株式会社に関しては、クラウドデバイスマネジメントサービスの提供により売上高が増加しており、同社に対する売上高の割合は、第13期事業年度においては8.1%、第14期事業年度においては20.4%、第15期第1四半期累計期間においては、28.1%となっております。これらの取引先とは、契約書上以下のような事由を即時解除事由として定めています。

- ・ いずれかの当事者が、支払停止又は支払不能、手形又は小切手が不渡り、差押え・仮差押え・仮処分又は競売の申立、破産・会社更生手続開始又は再生手続開始の申立、解散又は當業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたときや、正当な理由によらないで本契約の全部若しくは一部を履行しないとき。
- ・ 当社が契約によって生ずる権利又は義務を、相手方の承諾を得ないで第三者に譲渡、継承、委任及び請け負わせたとき等。

なお、当社は、これらの取引先との良好な関係を維持しており、現在において解除事由等は生じておりませんが、上記解除事由に抵触し、契約を解除された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 市場動向について

これまでの当社の収益の柱となっていたPC市場は縮小傾向にあり、高速インターネット接続サービスの契約純増数は鈍化傾向にあります。新たな収益の柱として、MDM市場と海外展開を中心に事業展開を進めておりますが、MDM市場が想定よりも拡大しなかった場合や、海外における当社の事業領域に係る市場動向等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 競合について

当社は、クラウドデバイスマネジメントサービス及びリモートマネジメントサービスに関して国内においては一定のポジションを確立することができておりますが、グローバルプレーヤーを中心に競争が激化しております。競合とのシェア争いに勝てなかった場合や価格競争が激化した場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 新規事業について

当社は、理念において「世界の人々に大きく良い影響を与える普遍的なテクノロジー・サービス・ビジネスモデルを創り出すこと」を目的として掲げております。そのため、今後も引き続き新規事業に取り組んでいく中で、研究開発費が先行し、利益率が低下する可能性があります。また、その新規事業が想定どおりに伸張しない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 技術革新への対応について

当社が事業を展開するIT業界では、技術革新のスピードが速く、利用者のニーズも常に変化しております。当社はこれらの変化に対応すべく、新技術の研究開発や新機能の付加に関して他社に先駆けて行うようにしておりますが、OS等の新バージョンへの対応や新機能の付加の遅れ、さらに、新たな端末への対応が遅れた場合、又は当社のサービスに代わる代替サービスが登場した場合等には、当社のサービスの競争力が剥落し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 知的財産権について

当社の事業領域において、第三者の特許が成立した場合に、当社の事業展開に支障が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。若しくは、当社の特許が第三者から侵害された場合に、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、特許の有効期限が切れた後にサービスがコモディティ化してしまう可能性があります。

#### (9) 法的規制について

当社の事業は、特定商取引に関する法律、割賦販売法、個人情報の保護に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、消費者契約法による法的規制を受けております。

当社は、コンプライアンス体制の強化及び整備に努めておりますが、万一、これらの法的規制へ抵触する等の問題が発生した場合、又はこれらの法的規制の改正等により新たな規制が加わった場合などは、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 小規模組織であることについて

当社は、現在従業員数が120名（平成26年8月末現在）と小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。当社は今後の急速な事業拡大に応じて従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針但是在りますが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 内部管理体制の強化について

当社は、企業価値の継続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は222,743株であり、発行済株式総数1,529,000株の14.6%に相当しております。

#### (13) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。このことから、創業以来当社は配当を実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

#### (14) 業績の下半期への偏重について

当社は、ソフトウェア開発やシステム構築を顧客企業向けに行っていることから、年度の初めに予算が確定し、同年度内に当社の製品等を完成させるため、下半期に検収時期が偏重する傾向にあります。また、顧客企業の年度内の予算消化としてライセンスを下半期に一括購入頂ける場合もあります。そのため、検収時期の遅れにより売上計上時期が延期される場合や、年度末の予算消化に係る駆け込み需要が減少した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (15) 研究開発費について

当社は、単なる受託開発ではなく、自社で開発した技術をライセンス提供するというビジネスモデルを展開しており、その根幹を支える研究開発に多くの予算を投入しております。研究開発は、調査やレポートをもとに、利用者のニーズや競合他社の動向等を予測の上、方針を決定しておりますが、予測が大きく外れた場合や、研究開発に係る方針を転換しなければいけない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (16) 海外展開について

当社は、スマートデバイス市場の急成長を受け、今後、アジア地域を中心に積極的に事業展開を行っていく方針です。海外展開を行っていく上で、各国の法令、規則、社会情勢及び利用者のニーズに対応できず、スムーズに事業を推進していくことが困難となった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、各国で反日活動等のカントリーリスクが顕在化した場合には、当社の海外展開に影響を及ぼす可能性があります。

#### (17) 優秀な人材の確保・育成について

当社の事業展開において、新規のサービスを提供するなど、ソフトウェア開発やシステム構築には高度な技術スキルを有する人材が必要とされております。そのため、プログラミング勉強会等、様々なイベントを当社で実施することにより優秀な学生との接点を持つ機会を作り、より効率的な採用活動を行うとともに、技術革新のスピードに対応したスキルを身につけられるような育成を行っているほか、一部派遣社員の受け入れにより必要人員を確保しております。しかし、優秀な人材の獲得や育成が想定通りに進まない場合や、優秀な派遣社員が確保できない場合、若しくは派遣料が変動した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (18) クラウドデバイスマネジメントサービスにおけるOEM売上及び販売代理店売上について

当社のクラウドデバイスマネジメントサービスにおいては、自社販売にとどまらず、OEM提供による売上や販売代理店を通じた売上が多くを占めています。当社では、現状のOEM提供先や販売代理店のニーズを随時確認し、迅速に対応するとともに、利用者へのサポート体制を強化することで、更なる関係強化を図っておりますが、OEM提供先や販売代理店が、競合他社への乗り換えや営業施策の変更により当社製品の販売を停止した場合などは、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 敷金・保証金について

当社は、東京本社をはじめ事務所等に関して賃借しております。その際、契約先会社に関しては諸手続きを経て与信確認を行い、リスクを軽減しておりますが、契約先会社の状況で敷金・保証金（3契約にて総額：99,198千円）が返済されない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 発明報酬の支払について

当社では、特許技術による製品開発を行うことで、技術的優位性のある製品、サービス提供を行っております。そこで、当社では役職員による知的財産につながる発明を促進するため、知的財産権管理規程において、発明の特許申請時に役職員に支払う出願時支払金、特許登録時に支払う登録時支払金、そして特許が製品化され、利益につながった場合に支払う利益発生時支払金等を定めております。このうち、利益発生時支払金に関しては、毎期、特許に関する利益が発生する限り支払いが発生します。第14期事業年度における、登録時支払金の金額は165千円、利益発生時支払金の金額は921千円です。役職員により、特許に関する所有権等に関する訴えが起こされた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、「第5 経理の状況」の【関連当事者情報】に菅谷俊二に対する発明の対価の支払いを記載しておりますが、本取引は業務発明の対価であり、今後継続的に発生するものではありません。また、利益発生時支払金等の職務発明の対価と異なり、役員報酬等には該当しません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

サービス区分	相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
クラウドデバイスマネジメントサービス	KDDI株式会社	販売代理契約書	SaaS(※)型インターネットサービスSMSMに関する契約	平成25年10月1日から 平成26年9月30日まで (自動更新)
リモートマネジメントサービス及びサポートサービス	西日本電信電話株式会社	診断復旧ツール及びリモートサポートツールのソフトウェア使用許諾に関する基本契約書	「診断復旧ツール」「リモートサポートツール」のソフトウェア使用許諾契約	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
	西日本電信電話株式会社	診断復旧ツール及びリモートサポートツールの保守委託契約書	診断復旧ツール及びリモートサポートツールの保守委託契約	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
サポートサービス	東日本電信電話株式会社	OSA簡単セットアップツール使用許諾契約書	OSA簡単セットアップツールの使用許諾に関する契約	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
	東日本電信電話株式会社	OSA簡単セットアップツールの保守・運用委託契約書	OSA簡単セットアップツールの保守・運用委託契約	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
	東日本電信電話株式会社	OSA診断復旧ツールの使用許諾に関する基本契約書	OSA診断復旧ツールの使用許諾に関する契約	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
	東日本電信電話株式会社	OSA診断復旧ツールの保守・運用委託契約書	OSA診断復旧ツールの保守・運用委託契約	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
	西日本電信電話株式会社	HGW・PC設定ツールのソフトウェア使用許諾に関する契約書	HGW・PC設定ツールのソフトウェア使用許諾に関する契約	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
	西日本電信電話株式会社	HGW・PC設定ツールの保守・運用委託に関する契約書	HGW・PC設定ツールの保守・運用委託に関する契約	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

※SaaS …Software as a Service:ソフトウェアを通信ネットワークなどを通じて提供し、利用者が必要なものを必要なときに呼び出して使うような利用形態のこと。

## 6 【研究開発活動】

第14期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社の研究開発活動は、ビジネスユニットの人員を中心として、新規サービスの研究開発及び既存サービスの機能強化のための活動が中心であります。当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は521,509千円であります。以下のテーマに沿って研究開発活動を実施しております。

### （1）リモートサポート技術高度化研究

多様化する顧客ニーズに対応すべく、画面転送速度の高速化やライプラリ化について研究することを目的としております。また、アジアを中心とするグローバル展開を見据え、低速回線時の更なる高速化の研究やモバイル向けの新OSへ速く対応するための研究をしております。

### （2）企業向けサポート技術研究

多様化する顧客ニーズに対応すべく、企業の資産管理とサポートを組合せた技術を研究することを目的としております。スマートフォン、PCに加え企業内の様々な機器に対応した管理ツールの開発を研究しております。また、モバイル向けの新OSへの対応も研究しております。

### （3）コンシューマー向けサポート技術研究

スマートフォンのコンシューマー市場におけるユーザー層ごとのユーザーインターフェースを研究することを目的としております。若者層向けのGadget Youth、エルダー層向けのGadget Elder等、スマートフォンのユーザーインターフェースの研究を実施しております。

### （4）ビックデータ統計解析技術研究

当社の保有するサービスデータを活用したサポート統合プラットフォームを研究することを目的としております。当事業年度においては、当社のサービスデータを収集しビックデータ解析の研究を実施しております。

第15期第1四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

当社の研究開発活動は、ビジネスユニットの人員を中心として、新規サービスの研究開発及び既存サービスの機能強化のための活動が中心であります。当第1四半期累計期間における当社が支出した研究開発費の総額は163,808千円であります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績を勘案し合理的に判断しておりますが、実績の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。この財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

第14期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

#### (流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、828,002千円となり、前事業年度末と比較して138,740千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が190,076千円増加した一方で、売掛金が59,407千円減少したことによるものです。

#### (固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は193,282千円となり、前事業年度末と比較して784千円増加いたしました。これは主に、建物が54,333千円増加、工具、器具及び備品が4,953千円増加した一方で、敷金及び保証金が69,326千円減少したことによるものです。

#### (負債)

当事業年度末における負債総額は、355,973千円となり、前事業年度末と比較して89,435千円増加いたしました。これは主に、未払金が49,781千円増加、前受収益が34,704千円増加した一方で、買掛金が23,128千円減少したことによるものです。

#### (純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、665,310千円となり、前事業年度末と比較して50,089千円増加いたしました。これは、利益剰余金が50,089千円増加したことによるものです。

第15期第1四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

#### (流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、1,023,958千円となり、前事業年度末と比較して195,955千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が282,738千円増加した一方で、売掛金が90,035千円減少したことによるものです。

#### (固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は194,275千円となり、前事業年度末と比較して993千円増加いたしました。これは主に、ソフトウェアが3,211千円増加した一方で、建物が1,922千円減少したことによるものです。

#### (負債)

当第1四半期会計期間末における負債総額は、709,463千円となり、前事業年度末と比較して353,489千円増加いたしました。これは主に、前受収益が393,805千円増加した一方で、未払金が39,351千円減少したことによるものです。

#### (純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は、508,769千円となり、前事業年度末と比較して156,541千円減少いたしました。これは、利益剰余金が42,943千円増加、自己株式が199,485千円増加したことによるものです。

### (3) 経営成績の分析

第14期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

#### (売上高)

当事業年度における売上高は、1,709,896千円（前年同期比19.2%増）となり、前事業年度と比べて275,728千円増加しました。主な要因は、当社の中核であるソフトウェアライセンス事業の安定的な期間定額ライセンス収入と、定期的なバージョンアップによるカスタマイズ収入の増加によるものです。

#### (売上原価)

当事業年度における売上原価は、397,519千円（前年同期比45.7%増）となり、前事業年度と比べて124,660千円増加となりました。これは主に、開発案件に携わる人員の人事費が増加した事等によるものです。

この結果、売上総利益は前事業年度に比べ151,067千円増加し、1,312,376千円（同13.0%増）となりました。

#### (販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は1,200,517千円（前年同期比12.6%増）となり、前事業年度と比べて134,722千円の増加となりました。これは、主に地代家賃15,290千円、支払手数料33,570千円、業務委託費27,507千円、研究開発費23,240千円の増加によるものです。この結果、営業利益は前事業年度に比べ16,345千円増加し、111,859千円（同17.1%増）となりました。

#### (営業外損益)

当事業年度における営業外収益は1,771千円（前年同期比47.9%減）となりました。これは主に、助成金収入956千円、雑収入726千円によるものです。一方で、営業外費用は481千円（同26.0%減）となりました。これは主に、為替差損440千円によるものです。この結果、経常利益は113,148千円（同15.1%増）となりました。

#### (特別損益)

当事業年度における特別利益は発生がなく（前期も発生しておりません）、一方で特別損失は1,283千円（前年同期比93.6%減）となりました。これは、事務所改装に伴う固定資産の除却によるものです。この結果、税引前当期純利益は111,865千円（同42.9%増）となりました。

#### (当期純損益)

当事業年度における法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額含む）は61,775千円となりました。この結果、当期純利益は50,089千円（前年同期比14.3%増）となりました。

第15期第1四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

#### (売上高)

当第1四半期累計期間における売上高は、当社の中核であるソフトウェアライセンス事業が計画に対して堅調に推移したことにより436,887千円となりました。

#### (売上原価)

当第1四半期累計期間における売上原価は、41,498千円となりました。主に、労務費、外注費、通信費、地代家賃の原価計上によるものであります。この結果、売上総利益は395,388千円となりました。

#### (販売費及び一般管理費)

当第1四半期累計期間における販売費及び一般管理費は325,479千円となりました。主に、人件費、研究開発費、業務委託費によるものであります。

#### (営業外損益)

当第1四半期累計期間における営業外収益は1,115千円となり、営業外費用は65千円となりました。主に営業外収益は助成金収入、営業外費用は為替差損によるものであります。この結果、経常利益は70,959千円となりました。

#### (特別損益)

当第1四半期累計期間における特別損益の発生はありません。この結果、当第1四半期累計期間における税引前四半期純利益は、70,959千円となりました。

#### (四半期純損益)

当第1四半期累計期間における法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額含む）は28,015千円となりました。この結果、四半期純利益は42,943千円となりました。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

第14期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末と比較して190,076千円増加し、506,539千円となりました。

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は203,455千円（前年同期は117,098千円の獲得）となりました。これは主に、売上債権の減少51,851千円、未払金の増加49,781千円、税引前当期純利益111,865千円があったことによるものです。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は5,177千円（前年同期は101,576千円の使用）となりました。これは主に、敷金及び保証金の回収による収入69,420千円があった一方で、有形固定資産の取得による支出57,915千円、資産除去債務の履行による支出13,150千円があったことによるものです。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は8,202千円（前年同期は13,992千円の使用）となりました。これは、長期借入金の返済による支出8,202千円があったことによるものです。

### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、業界の動向による影響や競合等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社は、技術革新への対応を進め、知的財産権の取得等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散し、リスクの発生を抑え、適切に対応していく所存であります。

#### (6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、当社が今後さらなる成長と発展を遂げるためには、厳しい環境の中で様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。そのために、MDM市場でのさらなるシェア拡大と海外市場への展開を行ってまいります。

#### (7) 経営戦略の現状と見通し

##### (クラウドデバイスマネジメントサービス)

IoT (Internet of Things) (※1) 時代、またそれらの機器から抽出されるビッグデータ (※2) を活用する時代の到来を受け、当社製品であるOptimal Bizのプラットフォームとしての存在感が益々高まることを想定しております。モバイルデバイスマネジメント市場において国内だけでなく、アジアでも市場を獲得するべく、ドキュメント管理や業務アプリ、セキュリティなど周辺領域サービスのツール開発を進めると共に、対応デバイス、OSを増やすことすべてのサービス、デバイスを一元管理できる「Everyone on Optimal」が可能なプラットフォームとして展開してまいります。

##### (リモートマネジメントサービス)

現在、PCを遠隔サポートするOptimal Remote、スマートデバイス対応のOptimal Remote Mobile、あらゆるIT機器を遠隔サポートするOptimal Remote Ubiquitous、ソーシャルサポートを実現するOptiaを展開しております、NTTグループやKDDI株式会社にご利用いただいております。

今後は、端末のリモートアクセスを可能とするOptimal Remote Portableをリリースし、リモートアクセス市場へと本格参入してまいります。

※1 IoT (Internet of Things) …コンピューターなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※2 ビッグデータ…従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。明確な定義があるわけではなく、企業向け情報システムメーカーのマーケティング用語として使用されている。

##### (サポートサービス)

NTTグループの固定回線ユーザーに対する診断・復旧及びサポート用のツールとして当社技術が採用されており、定期的なバージョンアップによるカスタマイズ収入と、期間定額のライセンス収入を獲得していくとともに、NTTグループに加え、ISP(※)、FVNO、MVNO事業者など潜在的にニーズのある各社に対し、導入・採用を目指してまいります。

※ISP (Internet Services Provider) …インターネット接続業者。

##### (その他サービス)

コンテンツマネジメントサービスにおいて、PCのソフトウェアを集めて定額で販売するパソコンソフト使い放題powered by OPTiMを開始しております。今後は、さらにコンテンツの充実を図るとともにタブレットなど他デバイスへの対応を進め、パートナーを通じて販売してまいります。

セキュリティマネジメントサービスにおいて、不正遠隔操作に対する防御ソリューションOptimal Guardをコンシューマー向けに展開しております。ウィルス感染後対策として機能を追加していくとともに、法人向けへの管理機能追加を行い、Optimal Bizと連携しパートナーを通じて販売してまいります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第14期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度における設備投資額は77,028千円であります。その主な内容は、東京本社移転に伴う建物工事62,970千円、PC及びサーバー等の購入費用7,616千円であります。

なお、当社の事業は、ライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業のみの単一事業であるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

第15期第1四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

当第1四半期累計期間における設備投資額は4,059千円であります。その主な内容は、クラウドデバイスマネジメントサービスに係るソフトウェア開発3,311千円、PC及びタブレット端末の購入費用621千円であります。

なお、当社の事業は、ライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業のみの単一事業であるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
東京本社 (東京都港区)	事務所	54,858	12,413	234	69	67,575	111 [36]
佐賀本店 (佐賀県佐賀市)	事務所	—	56	—	91	148	— [11]
CANTERA Office (福岡県福岡市)	事務所	739	146	—	—	886	1 [24]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 各事業所が入居している建物は賃借物件であり、この賃借にあたり99,098千円の敷金保証金を差し入れております。また、年間賃借料は92,032千円であります。  
4. 帳簿価額のうち「その他」は、電話加入権であります。  
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。  
6. 当社の事業は、ライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業のみの単一事業であるため、セグメントごとの主要な設備の状況の記載を省略しております。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】(平成26年8月31日現在)

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,116,000
計	6,116,000

(注) 平成26年8月13日開催の臨時株主総会の決議により、同日付で定款の変更が行われ、発行可能株式総数は1,116,000株増加し、6,116,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,529,000	非上場	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	1,529,000	—	—

(注) 1. 平成26年6月20日開催の取締役会決議により、平成26年7月9日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより株式数は764,500株増加し、1,529,000株となっております。  
2. 平成26年8月13日開催の臨時株主総会の決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 (平成18年3月28日開催臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の数(個)	700(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000(注) 1、 3	140,000(注) 1、 3、 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60(注) 2、 3	30(注) 2、 3、 4
新株予約権の行使期間	平成19年3月30日～ 平成27年6月30日 (注) 5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60 資本組入額 30 (注) 3	発行価格 30 資本組入額 15 (注) 3、 4
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、提出日の前月末現在の新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、資本減少その他これらの場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入します。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行、自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入します。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \frac{1}{\text{新発行行使価額}} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 平成22年10月21日開催の取締役会決議により、平成22年11月18日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 平成26年6月20日開催の取締役会決議により、平成26年7月9日付で普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成19年3月30日の臨時株主総会におきまして、行使期間を「平成19年7月1日から平成27年6月30日まで」から、「平成19年3月30日から平成27年6月30日まで」に変更しております。
6. 本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という)は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとします。
  - ①各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
  - ②本新株予約権の行使時において、本新株予約権者が、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。
  - ③本要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。

②会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第3回新株予約権 (平成20年2月29日開催臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の数(個)	209(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,900(注)1、3	41,800(注)1、3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800(注)2、3	900(注)2、3、4
新株予約権の行使期間	平成20年3月29日～ 平成30年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 資本組入額 900 (注)3	発行価格 900 資本組入額 450 (注)3、4
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、提出日の前月末現在の新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、資本減少その他これらの場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行、自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行} \times \text{調整前} + \text{新発行} \times 1\text{株当たり}}{\text{株式数} \quad \text{行使価額} \quad \text{株式数} \quad \text{払込金額}} \times \frac{1}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 平成22年10月21日開催の取締役会決議により、平成22年11月18日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 平成26年6月20日開催の取締役会決議により、平成26年7月9日付で普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という）は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとします。
  - ①本新株予約権者のうち、当社役員及び従業員については、新株予約権割当時から権利行使時までの間ににおいて継続して当社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合には引き続き新株予約権行使することができるものとする。
  - ②この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

第4回新株予約権 (平成20年2月29日開催臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の数(個)	127(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,700(注) 1、 3	25,400(注) 1、 3、 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800(注) 2、 3	900(注) 2、 3、 4
新株予約権の行使期間	平成20年3月29日～ 平成30年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 資本組入額 900 (注) 3	発行価格 900 資本組入額 450 (注) 3、 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株あります。

なお、提出日の前月末現在の新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株あります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が他社と併合を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、資本減少その他これらの場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行、自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行} \times \text{調整前} + \text{新発行} \times \frac{1}{\text{株式数}} \times \text{行使価額} \times \text{1株当たり}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 平成22年10月21日開催の取締役会決議により、平成22年11月18日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 平成26年6月20日開催の取締役会決議により、平成26年7月9日付で普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という）は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとします。

①本新株予約権者のうち、当社役員及び従業員については、新株予約権割当時から権利行使時までの間ににおいて継続して当社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合には引き続き新株予約権行使することができるものとする。

②この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年11月18日 (注) 1	756,855	764,500	—	183,380	—	147,880
平成26年7月9日 (注) 2	764,500	1,529,000	—	183,380	—	147,880

(注) 1. 株式分割（1：100）による増加であります。

2. 株式分割（1：2）による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成26年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	4	—	—	18	22	
所有株式数 (単元)	—	—	—	1,240	—	—	14,049	15,289	
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	8.11	—	—	91.89	100	

(注) 1. 自己株式140,410株は、「個人その他」に1,404単元及び「単元未満株式の状況」に10株を含めて記載しております。

2. 平成26年8月13日開催の臨時株主総会の決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 140,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,388,500	13,885	—
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,529,000	—	—
総株主の議決権	—	13,885	—

(注) 平成26年8月13日開催の臨時株主総会の決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

平成26年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社オプティム	佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木223番地1	140,400	—	140,400	9.2
計	—	140,400	—	140,400	9.2

(7) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法及び会社法の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

①平成18年3月28日の臨時株主総会決議において特別決議された新株予約権

決議年月日	平成18年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②平成20年2月29日の臨時株主総会決議において特別決議された新株予約権

決議年月日	平成20年2月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③平成20年2月29日の臨時株主総会決議において特別決議された新株予約権

決議年月日	平成20年2月29日
付与対象者の区分及び人数	当社、当社取締役2名及び当社監査役1名並びに当社従業員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④平成26年8月13日の臨時株主総会決議において特別決議された新株予約権

決議年月日	平成26年8月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名及び当社監査役1名並びに当社従業員110名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	15,543株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1,535円(注)2
新株予約権の行使期間	平成28年8月14日～平成36年8月13日
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これ行使することができる。  
 ② 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。  
 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。  
 ④ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
4. 当会社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、本新株予約権に係る義務を合併による存続会社又は株式交換・株式移転による完全親会社となるものに承継させるものとし、その細目については当該合併、株式交換又は株式移転を承認する株主総会決議において定めるものとする。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価格の総額 (千円)
臨時株主総会（平成26年4月25日）での決議事項 (取得期間平成26年4月25日～平成27年4月24日)	90,000	350,000
最近事業年度前の取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)	—	—
残存授権株式の総数及び価格の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	65,000	199,485
提出日現在の未行使割合 (%)	27.8	43.0

(注) 平成26年6月20日開催の取締役会決議により、平成26年7月9日付で1株を2株とする株式分割を行っておりますが、「臨時株主総会（平成26年4月25日）での決議事項」及び「最近期間における取得自己株式」の株式数は、分割前の株式数を記載しております。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受けける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	23,390	35,891
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	16,900	—	140,410	—

(注) 平成26年6月20日開催の取締役会決議により、平成26年7月9日付で1株を2株とする株式分割を行っております。このため、最近事業年度の保有自己株式数は分割前の株式数を、最近期間の保有自己株式数は分割後の株式数を記載しております。

### 3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役員及び従業員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

一方で、当社は現在成長過程にあり、将来の事業拡大に向けた内部留保の充実を図ることが必要な段階にあることから、設立以来剰余金の配当を実施しておりません。今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略等を総合的に勘案して決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化及び事業拡大のための投資等に充当していく予定であります。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができ、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

### 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	—	菅谷 俊二	昭和51年6月13日	平成12年6月 当社設立 代表取締役社長（現任）	(注)2	1,206,000	
取締役	技術担当 取締役	古賀 一彦	昭和45年11月24日	平成5年4月 平成10年4月 平成15年4月 平成16年6月 平成23年4月 平成25年10月 新日鉄情報通信システム株式会社 入社 サンピット株式会社入社 当社入社 技術担当取締役就任（現任） デベロップメントディビジョン ディレクター ビジネスユニット1 ディレクター（現任）	(注)2	1,000	
取締役	営業担当 取締役	野々村 耕一郎	昭和51年12月30日	平成11年4月 平成12年6月 平成18年6月 平成23年4月 株式会社ベルシステム24入社 当社入社 営業担当取締役就任（現任） セールスディビジョン ディレクター（現任）	(注)2	5,000	
取締役	管理担当 取締役	林 昭宏	昭和48年10月22日	平成8年4月 平成16年7月 平成18年1月 平成19年6月 平成22年4月 平成23年6月 株式会社商工ファンド入社 株式会社カリアプラス入社 株式会社クリアストーン入社 同社取締役就任 当社入社 経営企画・管理ディビジョン ディレクター（現任） 管理担当取締役就任（現任）	(注)2	—	
監査役 (常勤)	—	白田 悟	昭和46年5月4日	平成6年4月 平成16年7月 平成20年1月 平成20年10月 平成21年6月 平成23年6月 株式会社アクセス通信入社 当社入社 内部監査室室長 常勤監査役就任 取締役就任 常勤監査役就任（現任）	(注)3	—	
監査役	—	吉富 勝男	昭和18年5月20日	昭和37年4月 昭和38年6月 平成4年4月 平成12年6月 関戸機鋼株式会社入社 橋口電機株式会社入社 同社取締役就任 当社監査役就任（現任）	(注)1、3	800	
監査役	—	飯盛 義徳	昭和39年6月9日	昭和62年4月 平成6年4月 平成8年8月 平成10年4月 平成12年10月 平成17年4月 平成20年4月 平成20年6月 平成26年4月 松下電器産業株式会社入社 飯盛教材株式会社入社 同社常務取締役就任 有限会社でいと設立 代表取締役就任 佐賀大学理工学部客員助教授就任 慶應義塾大学環境情報学部専任 講師就任 慶應義塾大学総合政策学部准教授 兼政策・メディア研究科委員就任 当社監査役就任（現任） 慶應義塾大学総合政策学部教授 就任（現任）	(注)1、3	1,000	
計							1,213,800

- (注) 1. 監査役、吉富勝男及び飯盛義徳は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 2. 取締役の任期は、平成26年8月13日開催の臨時株主総会の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。  
 3. 監査役の任期は、平成26年8月13日開催の臨時株主総会の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業本来の目的である企業価値の増大を図るために、経営の透明性・健全性を確保し、適切な経営を行うことが重要であると考えております。

#### ②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

##### イ. 会社の機関の基本説明

###### a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役 4 名により構成されており、取締役会規程に則り、毎月 1 回の定時取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には、監査役 3 名（うち 2 名が社外監査役）が出席し、必要に応じて意見陳述しております。

###### b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役 1 名と非常勤監査役 2 名で構成されており、非常勤監査役 2 名は社外監査役であります。各監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて事業運営における定例会議等にも出席しており、取締役の職務執行を全般にわたって監視しております。

また、原則として、毎月 1 回の監査役会を開催し会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

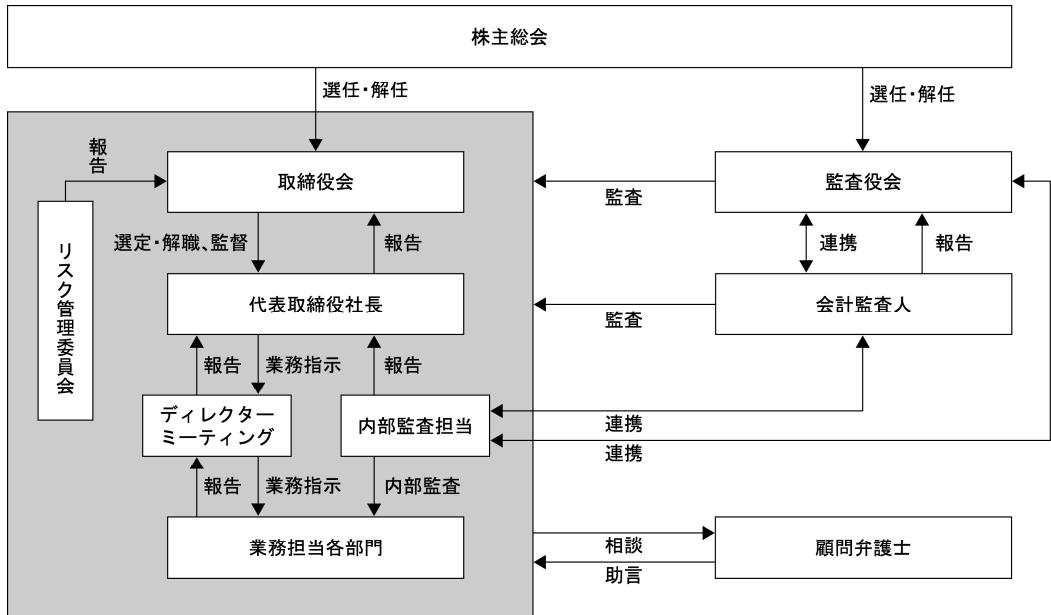
###### c. ディレクターミーティング

ディレクターミーティングは毎月 1 回開催され、取締役 4 名、常勤監査役 1 名及びディレクター（以下、Dir）4 名で構成されており、主に事業運営に関わる事項について協議し、取締役会決議事項を除く経営上の業務執行の基本事項について検討・決定し、業務執行の効率化を図っております。

###### d. 内部監査担当者

当社は、独立した内部監査室は設けておりませんが、内部監査担当者 2 名が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通達し改善状況報告を内部監査担当に提出させることとしております。また、内部監査担当者は、監査役及び監査法人と連携し、三様監査を実施しております。

## ロ. 会社の機関・内部統制の関係



## ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会決議によって、内部統制構築の基本方針である「業務の適正を確保するための体制」を新設しております。具体的には、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制や損失の危険の管理に関する規程その他の体制等になります。

また、当方針で定めた内容を具現化するため、「職務権限規程」等の統制に関連する規程を定期的に見直すと共に、内部監査担当者を中心とし、内部統制システムの確立を図っております。

## 二. 内部監査及び監査役監査の状況

当社は小規模組織であることから、内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役が選任した内部監査担当者2名が、内部監査を実施しております。内部監査は業務の効率性や各種規程、職務権限に基づく統制、コンプライアンスの視点から、原則として全事業所、全部門を対象とし、半期に1回の監査及びフォロー監査を実施することとしております。また、必要に応じて監査役及び監査法人との連携を行い、内部統制の強化に努めております。

また、監査役は、監査計画に基づく監査を行うと共に、主要な会議への出席を行い、取締役会の業務執行と会社経営の適法性を監視しております。

## ホ. 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社との間には、特別な利害関係はありません。なお、会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりであります。なお、継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

### ・業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 松本 保範

公認会計士 沼田 敏士

### ・監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 4名

その他 3名

#### へ. 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、監査役制度の充実・強化を図って監査役3名のうち、2名が社外監査役として経営監視にあたっており、社外チェックの観点から十分に機能する体制と判断しております。また、常勤監査役は取締役会をはじめとする主要会議への出席等により取締役会の業務執行及び監査計画に基づく事項をチェックしており、現状の3名の監査役によって効率的で実効性の高い監査体制を構築しております。今後、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化・充実をはかるため、社外取締役を選任し、独立役員とすることも検討してまいります。当社が求める適切な人物像は、IT業界に精通し、社外役員の経験を有する経営の立場でアドバイスを頂ける人物であります。そのような適切な人物を中心に早期に選任できるように検討しております。

当社は、社外監査役2名を選任しております。社外監査役は、独立した立場から、経営に対して監視、監督する役割を担っております。

社外監査役飯盛義徳氏は、当社株式1,000株を保有しております。また、実弟である飯盛敦博氏と当社間において顧問契約を締結しております。その他に人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役吉富勝男氏は、当社株式800株を保有しておりますが、その他に人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

#### ③リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制としては、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を制定し、リスク管理の強化を図っております。また、代表取締役を委員長とし、取締役4名にて組織するリスク管理委員会を設置し四半期に1回以上、委員会を開催しております。リスク管理委員会では、会社に発生しうるリスクの抽出と対策について検討、並びに協議を行っており、決定事項については全社にフィードバックしております。

#### ④役員報酬の内容

##### イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・オ プション	賞与	職務発明に 対する報酬	
取締役 (社外取締役 を除く)	63,770	41,800	—	20,900	1,070	4
監査役 (社外監査役 を除く)	6,000	6,000	—	—	—	1
社外役員	19,700	15,700	—	4,000	—	3

#### ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

#### ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(名)	内容
28,205	3	使用人兼務役員の使用人部分に係る 給与(賞与を含む)であります。

## 二. 役員の報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の決議により決定しております。また、役員への職務発明に対する報酬については、知的財産権管理規程に従い、発明検討委員会での検討及び取締役会の決議により決定しております。

### ⑤取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨を定款に定めております。

### ⑥取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

### ⑦株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

### ⑧社外取締役及び社外監査役の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、同法423条第1項における賠償責任を法令限度において、免除できる旨を定款に定めております。

### ⑨株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及び理由

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
5,000	—	8,500	7,500

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容といたしましては、財務報告に係る内部統制及び株式上場申請に関する指導・助言業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査法人より提示を受けた監査に要する業務時間を基準として、報酬額を決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。なお、前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。また、前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)及び当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他専門情報の収集を常時行っています。

## 1 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	316,463	506,539
受取手形	16,737	24,293
売掛金	292,999	233,591
仕掛品	※2 8,407	※2 14,554
貯蔵品	288	—
前払費用	14,762	7,362
繰延税金資産	39,501	34,755
その他	100	6,905
流動資産合計	689,261	828,002
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,264	55,597
工具、器具及び備品（純額）	7,663	12,616
その他（純額）	0	—
有形固定資産合計	※1 8,927	※1 68,214
無形固定資産		
ソフトウエア	633	234
その他	161	161
無形固定資産合計	795	395
投資その他の資産		
長期前払費用	14,245	17,277
敷金及び保証金	168,529	99,203
繰延税金資産	—	4,752
その他	—	3,438
投資その他の資産合計	182,774	124,671
固定資産合計	192,497	193,282
資産合計	881,759	1,021,284

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	39,402	16,273
1年内返済予定の長期借入金	8,202	—
未払金	31,914	81,695
未払費用	29,231	53,858
未払法人税等	41,602	35,581
未払消費税等	14,047	13,923
前受金	30,433	30,433
預り金	4,485	5,265
前受収益	6,443	41,147
賞与引当金	14,725	19,000
役員賞与引当金	20,900	24,900
受注損失引当金	※2 12,000	※2 14,600
資産除去債務	13,150	—
流動負債合計	266,538	336,680
<b>固定負債</b>		
資産除去債務	—	19,293
固定負債合計	—	19,293
<b>負債合計</b>	266,538	355,973
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	183,380	183,380
資本剰余金		
資本準備金	147,880	147,880
資本剰余金合計	147,880	147,880
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	317,422	367,512
利益剰余金合計	317,422	367,512
自己株式	△33,462	△33,462
株主資本合計	615,220	665,310
<b>純資産合計</b>	615,220	665,310
<b>負債純資産合計</b>	881,759	1,021,284

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間  
(平成26年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	789, 277
受取手形及び売掛金	170, 783
仕掛品	8, 473
その他	55, 423
流動資産合計	1, 023, 958
固定資産	
有形固定資産	65, 616
無形固定資産	3, 725
投資その他の資産	124, 932
固定資産合計	194, 275
資産合計	1, 218, 233
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	19, 969
未払法人税等	28, 524
前受収益	434, 953
賞与引当金	26, 500
役員賞与引当金	30, 125
その他	150, 051
流動負債合計	690, 124
固定負債	
資産除去債務	19, 339
固定負債合計	19, 339
負債合計	709, 463
純資産の部	
株主資本	
資本金	183, 380
資本剰余金	147, 880
利益剰余金	410, 456
自己株式	△232, 947
株主資本合計	508, 769
純資産合計	508, 769
負債純資産合計	1, 218, 233

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	1,434,167	1,709,896
売上原価	※3 272,858	※3 397,519
売上総利益	1,161,308	1,312,376
販売費及び一般管理費	※1,※2 1,065,794	※1,※2 1,200,517
営業利益	95,514	111,859
営業外収益		
受取利息	494	89
助成金収入	2,476	956
雑収入	429	726
営業外収益合計	3,400	1,771
営業外費用		
支払利息	292	41
為替差損	224	440
雑損失	134	—
営業外費用合計	651	481
経常利益	98,263	113,148
特別損失		
固定資産除却損	—	※4 1,283
減損損失	※5 20,008	—
特別損失合計	20,008	1,283
税引前当期純利益	78,255	111,865
法人税、住民税及び事業税	62,737	61,782
法人税等調整額	△28,322	△6
法人税等合計	34,415	61,775
当期純利益	43,840	50,089

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		336,096	44.5	421,193	45.6
II 経費	※1	418,927	55.5	501,856	54.4
当期総製造費用		755,024	100.0	923,050	100.0
仕掛品期首たな卸高		26,302		8,407	
合計		781,326		931,458	
仕掛品期末たな卸高		8,407		14,554	
他勘定振替高	※2	512,059		521,984	
受注損失引当金繰入額		12,000		14,600	
受注損失引当金戻入額		—		12,000	
売上原価		272,858		397,519	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	262,804	292,320
通信費	60,279	73,190
消耗品費	25,724	28,605
地代家賃	31,811	65,517

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
研究開発費	498,268	521,509
その他	13,790	475
計	512,059	521,984

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

## 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	
売上高	436,887
売上原価	41,498
売上総利益	395,388
販売費及び一般管理費	325,479
営業利益	69,908
営業外収益	
助成金収入	1,012
雑収入	102
営業外収益合計	1,115
営業外費用	
為替差損	64
雑損失	0
営業外費用合計	65
経常利益	70,959
税引前四半期純利益	70,959
法人税、住民税及び事業税	27,584
法人税等調整額	430
法人税等合計	28,015
四半期純利益	42,943

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
	資本準備金	その他利益剰余金					
		繰越利益剰余金					
当期首残高	183,380	147,880	273,582	△33,462	571,380	571,380	
当期変動額							
当期純利益			43,840		43,840	43,840	
当期変動額合計	—	—	43,840	—	43,840	43,840	
当期末残高	183,380	147,880	317,422	△33,462	615,220	615,220	

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
	資本準備金	その他利益剰余金					
		繰越利益剰余金					
当期首残高	183,380	147,880	317,422	△33,462	615,220	615,220	
当期変動額							
当期純利益			50,089		50,089	50,089	
当期変動額合計	—	—	50,089	—	50,089	50,089	
当期末残高	183,380	147,880	367,512	△33,462	665,310	665,310	

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	78,255	111,865
減価償却費	11,720	16,858
減損損失	20,008	—
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	20,900	4,000
賞与引当金の増減額（△は減少）	△3,274	4,274
受注損失引当金の増減額（△は減少）	12,000	2,600
受取利息及び受取配当金	△494	△89
支払利息	292	41
固定資産除却損	—	1,283
売上債権の増減額（△は増加）	△4,465	51,851
たな卸資産の増減額（△は増加）	18,136	△5,857
仕入債務の増減額（△は減少）	7,978	△23,128
未払金の増減額（△は減少）	5,676	49,781
未払費用の増減額（△は減少）	931	24,627
未払消費税等の増減額（△は減少）	5,646	△124
前受収益の増減額（△は減少）	555	34,704
その他	△7,398	△738
小計	166,469	271,950
利息及び配当金の受取額	494	89
利息の支払額	△290	△40
法人税等の支払額	△49,575	△68,543
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>117,098</b>	<b>203,455</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△400,000	△100,000
定期預金の払戻による収入	400,000	100,000
有形固定資産の取得による支出	△5,497	△57,915
資産除去債務の履行による支出	—	△13,150
敷金及び保証金の差入による支出	△96,078	△94
敷金及び保証金の回収による収入	—	69,420
その他	—	△3,438
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△101,576</b>	<b>△5,177</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	△13,992	△8,202
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△13,992</b>	<b>△8,202</b>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,529	190,076
現金及び現金同等物の期首残高	314,933	316,463
現金及び現金同等物の期末残高	※1 316,463	※1 506,539

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

#### 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

##### (2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

建物（建物付属設備を除く）・・・定額法

上記以外の資産 ・・・ 定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～22年

工具、器具及び備品 4～10年

##### (2) 無形固定資産

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### (3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能な受注業務について損失発生見込額を計上しております。

#### 4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物 (建物付属設備を除く) . . . 定額法

上記以外の資産 . . . 定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10~15年

工具、器具及び備品 4~10年

(2) 無形固定資産

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能な受注業務について損失発生見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正にともない、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	54,277千円	50,313千円

※2 たな卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

受注損失引当金に対応するたな卸資産の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
仕掛品	8,407千円	14,305千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
役員報酬	48,525千円	63,500千円
給与手当	162,509〃	176,009〃
賞与引当金繰入	4,374〃	5,568〃
役員賞与引当金繰入	20,900〃	24,900〃
減価償却費	6,143〃	7,885〃
業務委託費	37,256〃	64,763〃

おおよその割合

販売費	5%	6%
一般管理費	95〃	94〃

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	498,268千円	521,509千円

※3 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
12,000千円	14,600千円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	一千円	1,091千円
工具、器具及び備品	一 ヶ	191 ヶ
計	一千円	1,283千円

※5 減損損失

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失の金額
東京都港区	処分予定資産	建物 工具、器具及び備品	20,008千円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

東京本社移転が決定されたことにより、処分を予定している資産につきまして、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(20,008千円)として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物19,833千円、工具、器具及び備品175千円であります。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社の事業は、ライセンス販売・保守サポートサービス(オプティマル)事業のみの単一事業であるため、事業用資産は全体で1つの資産グループとしておりますが、上記資産については移転が決定した状態となったことから、処分予定資産としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、対象資産は売却見込が無いため、正味売却価額は零としております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	764,500	—	—	764,500

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	16,900	—	—	16,900

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	
平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—
平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	764,500	—	—	764,500

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	16,900	—	—	16,900

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金	316,463千円	506,539千円
現金及び現金同等物	316,463千円	506,539千円

2 重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	一千円	19,113千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料

1年内	53,387千円
1年超	209,605〃
合計	262,992千円

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料

1年内	104,802千円
1年超	104,802〃
合計	209,605千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、原則として安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については運転資金及び少額の設備投資資金に関して、自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等に関しては、主に銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後1年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日現在における営業債権のうち19%が特定の大口顧客に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	316,463	316,463	—
(2) 受取手形	16,737	16,737	—
(3) 売掛金	292,999	292,999	—
(4) 敷金及び保証金	168,529	155,658	△12,870
<b>資産計</b>	<b>794,729</b>	<b>781,858</b>	<b>△12,870</b>
(1) 買掛金	39,402	39,402	—
(2) 長期借入金 (※)	8,202	8,202	—
(3) 未払金	31,914	31,914	—
(4) 未払法人税等	41,602	41,602	—
(5) 未払消費税等	14,047	14,047	—
<b>負債計</b>	<b>135,168</b>	<b>135,168</b>	<b>—</b>

(※) 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形、及び(3) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は将来のキャッシュ・フローをリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

(1) 買掛金、(2) 長期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、並びに(5) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	316,463	—	—	—
受取手形	16,737	—	—	—
売掛金	292,999	—	—	—
<b>合計</b>	<b>626,199</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

(注) 敷金及び保証金（貸借対照表計上額168,529千円）については、償還予定が明確に確定できないため、上記表には含めておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	8,202	—	—	—	—	—
<b>合計</b>	<b>8,202</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平26年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、原則として安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については運転資金及び少額の設備投資資金に関して、自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等に関しては、主に銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日現在における営業債権のうち37%が特定の大口顧客に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	506,539	506,539	—
(2) 受取手形	24,293	24,293	—
(3) 売掛金	233,591	233,591	—
(4) 敷金及び保証金	99,203	87,910	△11,292
資産計	863,627	852,334	△11,292
(1) 買掛金	16,273	16,273	—
(2) 未払金	81,695	81,695	—
(3) 未払法人税等	35,581	35,581	—
(4) 未払消費税等	13,923	13,923	—
負債計	147,473	147,473	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形、及び(3) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は将来のキャッシュ・フローをリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、並びに(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	506,539	—	—	—
受取手形	24,293	—	—	—
売掛金	233,591	—	—	—
合計	764,424	—	—	—

(注) 敷金及び保証金（貸借対照表計上額99,203千円）については、償還予定が明確に確定できないため、上記表には含めておりません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 新株予約権
決議年月日	平成18年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
株式の種類及び付与数	普通株式 220,000株(注) 1
付与日	平成18年3月28日
権利確定条件	新株予約権を有する者は、権利行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人何れかの地位にあることを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	平成19年3月30日～平成27年6月30日(注) 2

- (注) 1. 平成22年11月18日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。  
 2. 平成19年3月30日の臨時株主総会におきまして、行使期間を「平成19年7月1日から平成27年6月30日まで」から、「平成19年3月30日から平成27年6月30日まで」に変更しております。

	第3回 新株予約権
決議年月日	平成18年2月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
株式の種類及び付与数	普通株式 20,900株(注)
付与日	平成20年3月28日
権利確定条件	1. 新株予約権を有する者のうち、当社役員及び従業員については、新株予約権割当時から権利行使時までの間において継続して当社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合には引き続き新株予約権を行使することができるものとする。 2. この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	平成20年3月29日～平成30年3月28日

- (注) 平成22年11月18日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第4回 新株予約権
決議年月日	平成20年2月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社監査役1名 当社従業員7名
株式の種類及び付与数	普通株式 14,200株(注)
付与日	平成20年3月28日
権利確定条件	1. 新株予約権を有する者のうち、当社役員及び従業員については、新株予約権割当時から権利行使時までの間において継続して当社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合には引き続き新株予約権を行使することができるものとする。 2. この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	平成20年3月29日～平成30年3月28日

(注) 平成22年11月18日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

#### (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

##### ① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
決議年月日	平成18年3月28日	平成20年2月29日	平成20年2月29日
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	70,000	20,900	12,700
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	70,000	20,900	12,700

(注) 平成22年11月18日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
決議年月日	平成18年3月28日	平成20年2月29日	平成20年2月29日
権利行使価格(円)	60	1,800	1,800
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 53,404千円
- ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 新株予約権
決議年月日	平成18年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
株式の種類及び付与数	普通株式 220,000株(注)1
付与日	平成18年3月28日
権利確定条件	新株予約権を有する者は、権利行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人何れかの地位にあることを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	平成19年3月30日～平成27年6月30日(注)2

(注) 1. 平成22年11月18日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 平成19年3月30日の臨時株主総会におきまして、行使期間を「平成19年7月1日から平成27年6月30日まで」から、「平成19年3月30日から平成27年6月30日まで」に変更しております。

	第3回 新株予約権
決議年月日	平成20年2月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
株式の種類及び付与数	普通株式 20,900株(注)
付与日	平成20年3月28日
権利確定条件	1. 新株予約権を有する者のうち、当社役員及び従業員については、新株予約権割当時から権利行使時までの間において継続して当社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合には引き続き新株予約権を行使することができるものとする。 2. この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	平成20年3月29日～平成30年3月28日

(注) 平成22年11月18日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第4回 新株予約権
決議年月日	平成20年2月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社監査役1名 当社従業員7名
株式の種類及び付与数	普通株式 14,200株(注)
付与日	平成20年3月28日
権利確定条件	1. 新株予約権を有する者のうち、当社役員及び従業員については、新株予約権割当時から権利行使時までの間において継続して当社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合には引き続き新株予約権を行使することができるものとする。 2. この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	平成20年3月29日～平成30年3月28日

(注) 平成22年11月18日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

#### (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

##### ① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
決議年月日	平成18年3月28日	平成20年2月29日	平成20年2月29日
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	70,000	20,900	12,700
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	70,000	20,900	12,700

(注) 平成22年11月18日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
決議年月日	平成18年3月28日	平成20年2月29日	平成20年2月29日
権利行使価格(円)	60	1,800	1,800
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 58,095千円
- ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	5,545千円
役員賞与引当金	7,944〃
受注損失引当金	4,561〃
資産除去債務	4,998〃
減損損失	5,577〃
未払事業税	3,455〃
未払費用	3,309〃
未払金	1,477〃
前払費用	1,677〃
前受金	3,202〃
貯蔵品	2,086〃
その他	1,114〃
繰延税金資産小計	44,950千円
評価性引当額	△5,448〃
繰延税金資産合計	39,501千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.0%
住民税均等割等	1.1%
留保金課税	2.6%
評価性引当額の減少	△7.2%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.0%

当事業年度(平成26年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	6,591千円
役員賞与引当金	8,874〃
受注損失引当金	5,203〃
資産除去債務	6,876〃
未払事業税	2,948〃
未払費用	5,004〃
未払金	13,062〃
前払費用	4,308〃
前受金	3,202〃
その他	630〃
繰延税金資産小計	56,701千円
評価性引当額	△11,287〃
繰延税金資産合計	45,414千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	5,906千円
繰延税金負債合計	5,906千円
繰延税金資産純額	39,508千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.2%
住民税均等割等	1.1%
留保金課税	1.8%
評価性引当額の増加	5.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.0%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されることになりました。これにともない、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は2,252千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

東京本社の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.87%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、本社を移転することを決定したことにより、使用見込期間を短縮し、将来にわたり変更しております。これによる減少額1,899千円を変更前の資産除去債務残高より減算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	14,774千円
見積りの変更による減少額	△1,899 " "
時の経過による調整額	275 "
期末残高	13,150千円

当事業年度(平成26年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

東京本社の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.942%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	13,150千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	19,113 " "
時の経過による調整額	180 "
資産除去債務の履行による減少額	△13,150 "
期末残高	19,293千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社の事業は、ライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業のみの単一事業であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社の事業は、ライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業のみの単一事業であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	クラウドデバイスマネジメントサービス	リモートマネジメントサービス	サポートサービス	その他サービス	合計
外部顧客への売上高	395,352	336,208	652,688	49,919	1,434,167

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
東日本電信電話株式会社	399,982
西日本電信電話株式会社	318,591

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	クラウドデバイスマネジメントサービス	リモートマネジメントサービス	サポートサービス	その他サービス	合計
外部顧客への売上高	688,913	293,051	652,857	75,073	1,709,896

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	合計
1,703,782	6,113	1,709,896

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
東日本電信電話株式会社	475, 283
KDDI株式会社	348, 769
西日本電信電話株式会社	256, 930

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社の事業は、ライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業のみの単一事業であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	菅谷 俊二	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接80.66	—	発明の対価	29,527	未払金	31,004

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件については、外部の有識者から見解を入手したうえで適正な条件により行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1 株当たり純資産額	411.46円	444.96円
1 株当たり当期純利益金額	29.32円	33.50円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 当社は、平成26年 7月 9日付で普通株式 1 株につき普通株式 2 株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	43,840	50,089
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	43,840	55,089
普通株式の期中平均株式数(株)	1,495,200	1,495,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	(新株予約権) 新株予約権 3 種類 (平成18年3月28日決議 新株予約権の数700個 平成20年2月29日決議 新株予約権の数209個 平成20年2月29日決議 新株予約権の数127個)。	(新株予約権) 新株予約権 3 種類 (平成18年3月28日決議 新株予約権の数700個 平成20年2月29日決議 新株予約権の数209個 平成20年2月29日決議 新株予約権の数127個)。 なお、新株予約権の概要是 「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予 約権等の状況」に記載のと おりであります。

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	615,220	665,310
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	615,220	665,310
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,495,200	1,495,200

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(自己株式の取得について)

当社は、平成26年4月25日開催の臨時株主総会において、会社法第156条第1項、第160条第1項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式の取得を行うものです。

2. 決議の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	90,000株(上限)
(3) 取得価額の総額	350,000千円(上限)
(4) 取得する相手先の名称	NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合
(5) 取得期間	平成26年4月25日から平成27年4月24日

3. 自己株式の取得結果

(1) 取得した株式の総数	65,000株
(2) 取得価額の総額	199,485千円
(3) 取得価額の決定方法	独立した第三者機関による算定結果を基礎として決定いたしました
(4) 取得する相手先の名称	NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合
(5) 取得日	平成26年4月30日

#### (株式分割について)

当社は、平成26年6月20日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割について決議いたしました。

##### 1. 株式分割の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

##### 2. 株式分割の概要

###### (1) 分割の方法

平成26年7月8日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

###### (2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	764,500株
② 株式分割により増加する株式数	764,500株
③ 株式分割後の発行済株式総数	1,529,000株

###### (3) 分割の日程

効力発生日 平成26年7月9日(水)

##### 3. その他

(1株当たり情報)は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

#### (自己株式の処分)

当社は、平成26年8月13日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を決議いたしました。

##### 1. 処分の目的及び理由

取引先、顧問、外部支援者及び顧問弁理士との関係強化を図ることにより、当社の事業運営の安定化が図られ、当社の企業価値の向上が図れるものと考えております。また、取締役の経営への参画意欲を高めることができ、企業価値向上に貢献すると判断し、第三者割当による自己株式処分を行うことといたしました。

##### 2. 処分の概要

(1) 処分する株式の種類	当社普通株式
(2) 処分する株式の総数	23,390株
(3) 処分金額	1株につき1,534.5円
(4) 処分金額の総額	35,891,955円
(5) 処分方法	第三者割当の方法によります
(処分予定先)	(当社取引先1社、当社顧問2名、外部支援者1名、顧問弁理士1名、当社取締役1名)
(6) 処分期日	平成26年8月28日

#### (ストック・オプション(新株予約権)の付与について)

当社は、平成26年8月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役並びに従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。その内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7)ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	
減価償却費	3,446千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成26年4月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成26年4月30日付で自己株式65,000株の取得を実施し、自己株式が199,485千円増加しました。

この結果、当第1四半期会計期間末において、自己株式が232,947千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

当社の事業は、ライセンス販売・保守サポートサービス(オプティマル)事業のみの単一事業であるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第 1 四半期累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月 30 日)
1 株当たり四半期純利益金額	30円53銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	42,943
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	42,943
普通株式の期中平均株式数(株)	1,406,629
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があつたものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。  
 2. 平成26年 7 月 9 日付で普通株式 1 株につき普通株式 2 株の割合で株式分割を行っております。当第 1 四半期累計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割について)

当社は、平成26年 6 月 20 日開催の取締役会決議に基づき、平成26年 7 月 9 日に分割を行っております。

1. 株式分割の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年 7 月 8 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 2 株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

- |                  |            |
|------------------|------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数  | 764,500株   |
| ② 株式分割により増加する株式数 | 764,500株   |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数  | 1,529,000株 |

(3) 分割の日程

効力発生日 平成26年 7 月 9 日 (水)

3. その他

(1 株当たり情報)は、当該株式分割が第15期の期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(自己株式の処分)

当社は、平成26年8月13日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を決議いたしました。

1. 処分の目的及び理由

取引先、顧問、外部支援者及び顧問弁理士との関係強化を図ることにより、当社の事業運営の安定化が図られ、当社の企業価値の向上が図れるものと考えております。また、取締役の経営への参画意欲を高めることができ、企業価値向上に貢献すると判断し、第三者割当による自己株式処分を行うことといたしました。

2. 処分の概要

(1) 処分する株式の種類	当社普通株式
(2) 処分する株式の総数	23,390株
(3) 処分金額	1株につき1,534.5円
(4) 処分金額の総額	35,891,955円
(5) 処分方法	第三者割当の方法によります
(処分予定先)	(当社取引先1社、当社顧問2名、外部支援者1名、顧問弁理士1名、当社取締役1名)
(6) 処分期日	平成26年8月28日

(ストック・オプション（新株予約権）の付与について)

当社は、平成26年8月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役並びに従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。その内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7)ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

⑤ 【附属明細表】 (平成26年3月31日現在)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	1,713	63,879	1,478	64,114	8,516	8,455	55,597
工具、器具及び備品	60,749	13,149	19,484	54,413	41,796	8,003	12,616
その他	742	—	742	—	—	—	—
有形固定資産計	63,205	77,028	21,706	118,527	50,313	16,458	68,214
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	2,249	2,015	399	234
その他	—	—	—	161	—	—	161
無形固定資産計	—	—	—	2,410	2,015	399	395
長期前払費用	14,245	3,164	132	17,277	—	—	17,277

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 東京本社建物工事 62,970千円

工具、器具及び備品 PC、サーバー等 7,616千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品 PC、サーバー等 12,711千円

3. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	8,202	—	1.97	—
合計	8,202	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	14,725	19,000	14,725	—	19,000
役員賞与引当金	20,900	24,900	20,900	—	24,900
受注損失引当金	12,000	14,600	12,000	—	14,600

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に 伴う原状回復義務	13,150	19,293	13,150	19,293

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (平成26年3月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	506,539
計	506,539
合計	506,539

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
富士ゼロックス株式会社	24,293
合計	24,293

期日別内訳

期日	金額(千円)
平成26年4月満期	7,905
平成26年5月満期	8,101
平成26年6月満期	8,287
合計	24,293

③ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	58,646
KDDI株式会社	55,225
東日本電信電話株式会社	34,894
富士ゼロックス株式会社	13,224
株式会社大塚商会	11,198
その他	60,401
合計	233,591

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{(B)}$ $\frac{2}{365}$
292,999	1,794,867	1,854,275	233,591	88.8	53.5

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

④ 仕掛品

品名	金額(千円)
システム開発	14,554
合計	14,554

⑤ 敷金及び保証金

区分	金額(千円)
事務所敷金	99,098
その他	104
合計	99,203

⑥ 買掛金

相手先	金額(千円)
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	3,730
株式会社モンテカンボ	1,775
株式会社ProVision	1,571
株式会社サイバービーイング	1,144
株式会社アウトソーシングテクノロジー	1,067
その他	6,984
合計	16,273

⑦ 未払金

相手先	金額(千円)
菅谷俊二	31,004
DMX Technologies Group Limited	6,038
三菱UFJニコス株式会社	4,022
サイバーロジスティクス株式会社	3,429
シエンプレ株式会社	3,386
その他	33,814
合計	81,695

⑧ 未払費用

相手先	金額(千円)
森ビル株式会社	28,509
社会保険料	12,850
有限責任監査法人トーマツ	8,662
アルバイトスタッフ給与	2,108
労働保険料	1,106
その他	622
合計	53,858

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL <a href="http://www.optim.co.jp/">http://www.optim.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場にともない、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款にて定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株式(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年4月30日	NTTインベス トメント・パ ートナーズフ ァンド投資事 業組合株式会 社 NTTドコ モ・ベンチャ ーズ代表取締 役社長吉澤和 弘	東京都千 代田区大 手町二丁 目3番1 号	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名) (注)6	株式会社オ プティム 代表取締役 社長菅谷俊 二	佐賀県佐 賀市高木 瀬町大字 東高木223 番地1	当社	65,000 (注)7	199,485,000 (3,069) (注)5	機動的な 資本政策 の遂行の ため
平成26年8月28日	株式会社オプ ティム 代表 取締役社長 菅谷俊二	佐賀県佐 賀市高木 瀬町大字 東高木223 番地1	当社	古賀 一彦	東京都港 区	特別利害 関係者等 (当社取締 役、大株 主上位10 名) (注)4	1,000	1,534,500 (1,534.5) (注)5	経営意識 の高揚の ため
平成26年8月28日	株式会社オプ ティム 代表 取締役社長 菅谷俊二	佐賀県佐 賀市高木 瀬町大字 東高木223 番地1	当社	富士ゼロッ クス株式会 社 代表取 締役社長 山本忠人	東京都港 区赤坂九 丁目7番 3号	特別利害 関係者等 (大株主上 位10名) (注)4	15,290	23,462,505 (1,534.5) (注)5	取引関係 の強化の ため
平成26年8月28日	株式会社オプ ティム 代表 取締役社長 菅谷俊二	佐賀県佐 賀市高木 瀬町大字 東高木223 番地1	当社	宋 文洲	東京都中 央区	特別利害 関係者等 (大株主上 位10名) (注)4	6,600	10,127,700 (1,534.5) (注)5	安定株主 作りのた め
平成26年8月29日	村田 政孝	佐賀県佐 賀市	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名) (注)6	宋 文洲	東京都中 央区	特別利害 関係者等 (大株主上 位10名)	1,000	1,534,500 (1,534.5) (注)5	所有者の 事情によ る

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成24年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当社株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場から5年間、上記株式等の移動状況による記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者・・・役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

4. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
5. 移動価格は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）と類似会社比準法により算出した価格を総合的に勘案して、決定いたしました。
6. NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合及び村田政孝は、当該株式移動により特別利害関係者等に該当しなくなっています。
7. 当社は、平成26年6月20日開催の取締役会決議に基づき、平成26年7月9日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権
発行（処分）年月日	平成26年8月28日	平成26年9月3日
種類	普通株式（自己株式）	第5回新株予約権（ストック・オプション）
発行（処分）数	普通株式 23,390株	普通株式 15,543株
発行（処分）価格	1,534.5円 (注)4	1,535円 (注)5
資本組入額	(注)6	767.5円
発行（処分）価額の総額	35,891,955円	23,858,505円
資本組入額の総額	(注)6	11,929,253円
発行（処分）方法	第三者割当の方法による自己株式の 処分	平成26年8月13日開催の臨時株主総 会において、会社法第236条、第238 条及び第239条の規定に基づく新株予 約権（ストック・オプション）の付 与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成26年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 移動価格は、DCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）と類似会社比準法により算出した価格を総合的に勘案して、決定いたしました。
5. 新株予約権の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）と類似会社比準法により算出した価格を総合的に勘案して、決定いたしました。
6. 自己株式の処分のため、資本組入額はありません。

7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

第5回新株予約権	
行使時の払込金額	1,535円
行使期間	平成28年8月14日から 平成36年8月13日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。</p> <p>② 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。</p> <p>④ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## 2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社と の関係
富士ゼロックス株式会社 代表取締役社長 山本 忠人 資本金20,000百万円	東京都港区赤坂九丁目 7番3号	製造業	15,290	23,462,505 (1,534.5)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
宋 文洲	東京都中央区	会社役員	6,600	10,127,700 (1,534.5)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
古賀 一彦	東京都港区	会社役員	1,000	1,534,500 (1,534.5)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
江川 力平	千葉県松戸市	コンサルタント	200	306,900 (1,534.5)	当社顧問
嶋内 敏博	神奈川県横浜市磯子区	会社役員	200	306,900 (1,534.5)	外部支援者
小木 智彦	宮崎県宮崎市	会社役員	100	153,450 (1,534.5)	当社顧問弁理士

### 第5回新株予約権の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社と の関係
古賀 哲夫	東京都中野区	会社員	10,000	15,350,000 (1,535)	当社の従業員
古賀 一彦	東京都港区	会社役員	468	718,380 (1,535)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
林 昭宏	埼玉県富士見市	会社役員	440	675,400 (1,535)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
菅谷 俊二	東京都港区	会社役員	80	122,800 (1,535)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役)
野々村 耕一郎	東京都大田区	会社役員	79	121,265 (1,535)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
徳田 整治	神奈川県横浜市中区	会社員	69	105,915 (1,535)	当社の従業員 (大株主上位10名)
白田 悟	東京都品川区	会社役員	39	59,865 (1,535)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は108名であり、その株式の総数は4,368株であります。

## 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
菅谷 俊二 (注) 1. 2.	東京都港区	1,387,880 (181,880)	79.23 (10.38)
株式会社オプティム	佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木223番地1	140,410	8.02
東日本電信電話株式会社 (注) 1.	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号	100,000	5.71
岡田 昌治 (注) 1.	福岡県福岡市東区	32,000	1.83
富士ゼロックス株式会社 (注) 1.	東京都港区赤坂九丁目7番3号	15,290	0.87
古賀 哲夫 (注) 5.	東京都中野区	10,000 (10,000)	0.57 (0.57)
野々村 耕一郎 (注) 1. 3.	東京都大田区	9,479 (4,479)	0.54 (0.26)
徳田 整治 (注) 1. 5.	神奈川県横浜市中区	8,669 (3,669)	0.49 (0.21)
株式会社佐賀電算センター (注) 1.	佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7	8,000	0.46
宋 文洲 (注) 1.	東京都中央区	7,600	0.43
古賀 一彦 (注) 1. 3.	東京都港区	6,468 (5,468)	0.37 (0.31)
竹下 俊介 (注) 5.	東京都港区	4,667 (4,067)	0.27 (0.23)
奥村 佳雄 (注) 5.	東京都港区	3,059 (3,059)	0.17 (0.17)
白田 悟 (注) 4.	東京都品川区	2,439 (2,439)	0.14 (0.14)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
八田 信男 (注) 1.	京都府京都市西京区	2,000	0.11
川瀬 雅矢 (注) 5.	神奈川県横浜市港南区	1,857 (1,857)	0.11 (0.11)
谷口 玄太 (注) 5.	東京港区	1,064 (1,064)	0.06 (0.06)
國領 二郎 (注) 1.	東京都世田谷区	1,000	0.06
飯盛 義徳 (注) 1. 4.	神奈川県横浜市港北区	1,000	0.06
所有株式数800株の株主4名		3,200	0.18
所有株式数440株の株主1名		440 (440)	0.03 (0.03)
所有株式数400株の株主1名		400	0.02
所有株式数274株の株主1名		274 (274)	0.02 (0.02)
所有株式数250株の株主1名		250 (250)	0.01 (0.01)
所有株式数247株の株主1名		247 (247)	0.01 (0.01)
所有株式数246株の株主1名		246 (246)	0.01 (0.01)
所有株式数237株の株主1名		237 (237)	0.01 (0.01)
所有株式数230株の株主1名		230 (230)	0.01 (0.01)
所有株式数200株の株主3名		600 (200)	0.03 (0.01)
所有株式数152株の株主1名		152 (152)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
所有株式数123株の株主 1名		123 (123)	0.01 (0.01)
所有株式数100株の株主 1名		100	0.01
所有株式数52株の株主 1名		52 (52)	0.00 (0.00)
所有株式数46株の株主 2名		92 (92)	0.01 (0.01)
所有株式数43株の株主 5名		215 (215)	0.01 (0.01)
所有株式数42株の株主 1名		42 (42)	0.00 (0.00)
所有株式数41株の株主 2名		82 (82)	0.00 (0.00)
所有株式数40株の株主 4名		160 (160)	0.01 (0.01)
その他80名		1,719 (1,719)	0.10 (0.10)
計	—	1,751,743 (222,743)	100.00 (12.72)

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役)

3. 特別利害関係者等 (当社取締役)

4. 特別利害関係者等 (当社監査役)

5. 当社従業員

6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

7. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年9月12日

株式会社オプティム

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 保 範 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 沼 田 敦 士 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプティムの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプティムの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年9月12日

株式会社オプティム

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 保 範 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 沼 田 敦 士 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプティムの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプティムの平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年4月25日開催の臨時株主総会において、自己株式の取得を決議し、同年4月30日に自己株式の取得を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年9月12日

株式会社オプティム

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 保 範 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 沼 田 敦 士 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプティムの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オプティムの平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

# OPTiM

[www.optim.co.jp](http://www.optim.co.jp)

宝印刷株式会社印刷